# 『八幡宇佐宮御託宣集』 託宣·示現 年表

# 目次

作成	え目的・4	F成分担者・凡例
我	巻一	御因位の部 1
名	卷二	三国月支 震旦 日本 御修行の部 2
護	巻三	日本国御遊化の部 6
玉	巻四	三所宝殿以下の事 9
霊	巻五	菱形池の辺の部大尾山 12
験	巻六	小倉山社の部上 16
威	巻七	小倉山社の部下 19
力	巻八	大尾社の部上 23
神	巻九	大尾山社の部中 30
通	巻十	大尾社の部下 33
大	巻十一	又小椋山社の部上 39
自	卷十二	又小椋山社の部下 43
在	巻十三	若宮の部 45
王	巻十四	馬城の峰亦御許山と号く の部 48
菩	巻十五	異国降伏の事上 54
薩	巻十六	異国降伏の事下 55

#### 作成目的

八幡神は、日本の神々の中で最も多くの託宣を残した神であり、また神仏習合の先駆的な役割を果たした神でもあり、『八幡宇佐宮御託宣集』が様々な意味で貴重な文献として注目に値することは言うまでもない。史実として曖昧な点が多く、研究はあまり進んでいない現状にあるが、神観念の生成や神・仏観念の相互関係の展開を対象とする倫理思想史的研究においては、その史的記述のみならず、"神話的"記述をも排除せず考察すべき文献として位置づけられる。本年表は『八幡宇佐宮御託宣集』各巻について、神話的部分も含め、その記述のままに本文を読み整理することにより、作成された。本年表が際立たせようとした内容と、寄与すべき目的とを以下に列記する。

- 1. 神は、光・鳥獣・石・翁・菩薩など、様々な形姿で示現し、様々な呼称で記述される。それら示現の形姿・呼称の類型化に寄与する。
- 2. 神は、巫女・僧・童子などの媒介者を介して託宣する。それら媒介者の類型化に寄与する。
- 3. 神の託宣は、人々の置かれた状況と深い繋がりをもち、様々な主題にかかわってなされる。それら託宣の状況・主題の類型化に寄与する。
- 4. 上記1~3にも時代的変遷が見られる。神・仏観念の時代的な変遷要因の特定に寄与する。

#### 作成分担者

吉田真樹 (静岡県立大学) 巻1~4、6、7、15、16、凡例

柏木寧子(山口大学) 巻8~14、全体調整

栗原 剛 (山口大学) 巻 5上原雅文 (神奈川大学) 全体調整佐藤正英 (東京大学名誉教授) 総監修

※各分担者の作成した素案をもとに、全員による議論・検討を経て作成した。

#### 凡例

- ・本年表は、『八幡宇佐宮御託宣集』を読み解くための参考資料として巻ごとに作成した。年表とはいえ、テクストの記述順に整理したため、必ずしも年代順の記述にはなっていない。
- ・テクストは、重松明久校注訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』(現代思潮社、1986 年)を用いた。年表中 の頁数は同書のものである。
- ・年表に「和暦」「西暦」「状況」「託宣・示現」「頁\*相互参照」「備考」欄を設けた。
- ・本文のまとまりごとに罫線で区切り、何のまとまりかを備考欄に〈 〉で記した。本文中に見出しが ある場合はゴシック体で記した。
- ・「和暦」欄には、可能な限り託宣ごとの年号および月日を記した(例:「天平神護二年六月二十二 日」⇒「天平神護 2·6·22」)。記述がない場合は「年号なし」と記した。
- ・「状況」欄には、「○」「●」「◎」の後に、それぞれ「託宣・示現の事前状況」「事後状況」「付帯状況」を記した。
- ・テクスト中に他文献からの引用が明示されるものは、【 】に典拠を記した。(例:「日本紀第九に 云く」⇒【日本書紀・第九】)
- ・「託宣·示現」欄には、八幡神以外の託宣・示現も記した。託宣には「」を付した。示現とは、神や 大菩薩が顕現した際の形姿・様態の意である。
- ・「状況」欄および「託宣・示現」欄には、託宣者(神・巫者・伝達者など)の呼称および形姿・様態をゴシック体で記した。呼称が本文に現れない場合でも、託宣者が明らかな場合は「(天照大神)」のように記した。
- ・本文の中略箇所は「……」と記した。

※本年表は、JSPS 科研費 23520024 の助成を受けた研究成果の一部である。

- ・研究課題名:「神・仏観念の生成と展開に関する倫理学的研究」
- ・種別・年度:基盤研究(C)・2011 (平成23) 年度~2013 (平成25)年度
- ・研究組織:研究代表者・柏木寧子(山口大学)、研究分担者・上原雅文(神奈川大学)、 吉田真樹(静岡県立大学)、栗原剛(山口大学)、連携研究者・佐藤正英(東京大学名誉教授)

我 巻一 御因位の部 (pp. 56~68)

我一卷一		御因位の部(pp. 56~	68)		
		状況	託宣・示現	頁	
和暦	西暦	○事前 ●事後	他文献の出典は「状況」欄の【】に示す。	*相互	備考
		◎付帯状況等		参照	
		【日本書紀・第八】			
仲哀8.9	2		   <b>(天照大神)神功皇后</b> に託けて誨訓へまつ	56	〈新羅西
11 20 )		海中にて如意珠を得	りて曰く。「財宝・金銀の類、色々多に其	*429	征〉
		る。	の国に在り、是を新羅と謂ふ。若し能く登	72)	/ علدا
		◎ <b>神功皇后</b> に託く。	らば、曽て刃に血ぬらずして、其の国必ず		
			自ら降帰がひなん」と。		
		【日本書紀・第九】			
仲哀9·3	?		(天照大神) 七日に迄るに及び、答へ託け	57	
		皇后は仲哀天皇に祟	り。「伊勢国五十鈴宮に居す所の神なり」	*430	
		った神の名を知ろう	ا ک .		
		として、斎宮を小山田			
		邑に造り、祀りを行			
		い、7日が経過。			
		◎神功皇后に託く。			
		●神功皇后が櫓日浦			
		にて髪を解き海に臨			
		んで、「吾神の教を被			
		ぶり、海を渉り西征せ			
		んと欲ふ。是を以て、			
		頭を海水に滌が令む。			
		若し験有らば、髪自ら			
		分れて両ならん」と言			
		って、神の意志を問う			
		と験があった。そのた			
		め、群臣に次のように			
		言った。「夫れ師を興			
		し、衆を動かすは国の			
		大事なり。今征伐の事			
		を群臣に付くる有り。			
		吾は女身なり。加以、 肖ざるなり。暫く男の			
		形を仮り、強て雄略に			
		起ちて、上は神祇の霊		58	
		を蒙むり、下は群臣の		30	
		助に依り、兵甲を振ひ			
		て峻浪を渡り、艫船を			
		整へて財土を求めん。			
		若し事就らば、群臣共			
		に功有らん」と。神功			
		皇后は4月、西の国を			
		得るとの験を得たた			
		め、9月に兵を集めた。			
		出産間近であった神			
		功皇后は石を腰に挟			
		み、事なってからここ			
		*	•	•	

		で産むと祈った。			
仲哀9· 10	?	で産むかり で産がかり 一で連り で連り 一の神より 一の神よの 一の神よの 一の神よの 一の神よの 一の神よの 一の神よの 一の神よの 一の神よの 一の神よの でを 一の神よの でを でを の神よの でを でを の神よの でを の神よの でで でで でで でで でで でで でで でで でで で	飛廉広く風を起し、海中の大魚悉く浮きて 船を挟み、大風順ひ吹きて、便ち新羅国に 到る時、船に随つて潮浪遠く国中に到る。 即ち知りぬ、天神地祇悉く皆助けたまふか と。	59	
		に誉田皇子(応神天 皇)を産む。			

## 名 巻二 三国 月支 震旦 日本 御修行の部 (pp. 80~97)

			the contraction of the contracti		
和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
年号な し			宣に云く。「汝が子孫、色皆黒かるべし。焼木を以て、我を打つ故に」と云ふ。	81	
年号なし		○日向国臼杵郡熊代村の端厳奇麗の貴女 ・采女のため高知尾明神が離脱。	高知尾明神の二弟神への言葉「我は国郡は 用に非ず。帝位は何にか為ん。此の采女を 見て、全く他念無し。汝等に於ては、早く 花京に至り、天下を治めて、帝の位を継ぎ たまへ」と宣ふ。	*147	
年号なし		○肥後国夜部山草部 吉見の娘に男子を産 ませた阿蘇大明神が 離脱。	阿蘇権現の八幡への言葉「汝早く花都に到り、帝子を誕生して、百王守護の誓約を遂 げよ。我は当峯に留つて、継兄の高知尾を 見奉り、亦汝が本願をも助けん」と云々。	*147	
年号なし		【御由来記】 ◎大帯姫と八幡が本朝に渡り、それぞれ香椎と筥崎とに、枌とに、枌ととから、それぞれかととから、それぞれかとないが御在所とされた。	「此の事は人知らず」と御託宣あり。	82 *151	
		【筥崎宮縁起】			

7年 李 2 1	0.02		抽乳ション 「サルアのアロしょ は悪リッ	0.2	
延喜21· 6·21	802		神託に云く。「昔我天の下国土を鎮護始めし時に戒定恵の筥を、彼の松原の所に埋め置くなり。仍ち其の名を筥崎とは号くなり。」	83 *88, *90, *93, *97	
延喜21· 6·1	802		神託を以て云く。「八幡は住吉を父と為し、香椎を母と為す。」	*88	
年号なし		四天王山に登り隣敵 降伏と天王護助を祈	即夜 <b>住吉大明神形を現し、夫婦と為り</b> たまひて、又朝内の諸神各々相助け打順ふる間に、二人の王子生長て給ふ。第三の王子の八幡、妊まれて後に産れ給ふ。今の宇佐宮是なりと云々。		「私云」あり。
年号なし		○大小の大学を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一に云く。 <b>彦波激尊の霊</b> 、夜来りて言く。 「汝我が婦と為らば、祈る所を成すべきなり」と。	84	
9月		(西宮浜の御前)を海 浜の砂中に隠し、七日	体の色鮮にして、容顔美しきなり。手に入れて養ふ。日を逐つて神しきなり。 摂津国 西宮浜の御前是れなり。広田の社は、御母 大帯姫なり。殊に此の御子を愛したまふ故 に、西宮に近く、迹を垂れしめ坐す。		
年号なし		る中、大帯姫が、懐丘 している皇子なのない。 とおなりになるのを らば、もう一月産まれなさるなと教えでいた。 なさるなと大士(志 では、 ででいるなど、 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 できるでは、 できるでも、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで	持ち、彼の海に向かは令むれば、 <b>海と成し</b>	*382, *439	

				1	
<b>*</b>		【香椎宮縁起】			
善紀1			誓言を発して云く。「若し我が人を打穢し	87	
(私年			損ぜむ者は、一人が代に替へ、七人半を理		
号)		掌して誓言。	に任せて入れ立つべし。若し刃傷せば、一		
			人が代に替へ、三十三人を入れ立つべし。		
			又殺害せば、一人が代に三千七百三十三人		
			半を、現に随つて装束を随身して入れ立ち 奉るべし。若し御社の御垣の内に血を出し、		
			若し神人の住む所を追ひ出さむ時には、其		
			の地の深さ五尺に鋒崎の方柄を入れて、天		
			斑の文牛の三歳なるを以て、其の地を取り		
			運び去つて、他所に一里の外に置け。其の		
			代りに浜の砂を取つて満てよ。若くは神人		
			を追はむ時には、其の地を随身して、本社		
			に運ぶべし。本朝中に於て、我が所領せざ		
			る処無し」てへり。		
天慶	938-		  天慶の神託「我が累世の舎弟、穂浪の山に	88	
71,52	947		住みたまふ。仏法を修して天下を祈れ」と。	*92,	
	.,			*465-	
				6	
延喜21・	802		筥崎神託す。「我が宇佐宮よりは、穂浪大	*83,	「私云」
6 • 1			分宮は我の本宮なり。去る二十日辰時を以	*90,	あり。
			て、来り着く。今日巳時を以て、爰に来る	*92,	
			所なり。其の故は、香椎宮は我が母堂、住	*93,	
			吉宮は我が親父なり。我幼少の当初、志賀	*97	
			嶋を点住して、これに跡づく所なり。夷類		
			を征伐せしむる後、吾出生の時、号を崇め		
			らるべし。我が先の世に、三箇所に居住せ		
			しむべき由、所々に有りと雖も、先の世に		
			天下国土を鎮護し始めし時に、戒定恵の筥		
			を納め置く。埋むる所は、彼の父母両所の		
			敷地の中間に、松一本を殖うる、巳に其の		
			璽なり。適生土の上へ、彼の所に居住せし		
			めんと欲ふなり」てへり。		
		【大隅宮縁起】			
年号な			  陳大王の娘大比留女は、七歳にして懐妊す。		〈八幡を
十分なし			九ヶ月を経て産生す。天子。王臣共に恠し		陳大王の
			みて問ひて云く。汝幼少なり。誰人と交抱		娘の子と
			するか。答へて云く。全く以て交抱する人		する所
			無し。但夢中に <b>止んごとなき人</b> の為に寝ら		伝〉
			れたり。覚めて四方を窺ひ見るに人無し。		· · · · ·
			早 <b>朝日の光</b> 、胸の間に在り。其の日より心		
		八幡崎と名付ける。	神安からず。然る後懐妊して生む所の子な		
				89	
			は誰人ぞやと。答へて云く。「我が名は八		
			幡」と云々。		
神亀5	728	◎大祖権現(伊弉諾	玉垂権現・聖母大菩薩・志賀嶋明神に告げ		

		1	T		
		尊)、唐土より日本に	て言く。「汝等祖師権現は、朝の中に三千		
		渡り、香椎宮に入る。	余所の権者・実者の祖父と現じ給ふ。本地		
			は大日・普賢・吉祥・大毘盧遮那如来の化		
			身なり」てへり。		
			聖母大菩薩、大祖権現に告げて言く。「此		
			所は分限狭し。余所に住し給へ」てへり。		
天平20	748		神託す。「古吾は震旦国の霊神なり。今は	90	
			日域鎮守の大神なり。吾は昔は第十六代の	*201.	
			帝皇なり。今は <b>百王守護の誓神</b> なり。先に	*456	
				430	
			は独数万の軍兵を率し、償つて隼人を殺害		
			して、大隅・薩摩を平げり。後には此等の		
			生類を救はん為に、三帰五戒を持んと思ふ」		
			てへり。		
延喜21・	802		   <b>筥崎神</b> 託きて云く。「我昔天下国土を鎮め	*83.	
	002			, i	
6 · 21			護りし始めの時に、戒定恵の筥を彼の松原	*88,	
			の地に置く所なり。仍ち其の名を筥崎とは	*93,	
			号くるなり」と云々。	*97	
天平勝	755		神託す。「大帯姫は吾が母にして、即ち娑	91	
宝 7					
玉. /					
			竜女は吾が妹にして、是れ十一面観音の変		
			身なり。仮に神明の名を得て、衆生を利し、		
			終に竜花の暁を期りて、八相記に預る」て		
			$\sim$ 9 $_{\circ}$		
元慶1	877		大分宮神託す。「我日本国を持んが為に、		
70 % 1			大明神と示現す。本体は是れ釈迦如来の変	02	
			<b>身</b> にして、 <b>自在王菩薩</b> 是れなり。法体に名	*	
			づく。女体と申すは、我が母、阿弥陀如来	*465-	
			の変身なり。俗体と申すは、観音菩薩の変	6	
			身にして、我が弟なり。爰に母大帯姫は、		
			此の朝を領せんとし給ひし時、新羅より軍		
			発来す。此の朝を打取らんと為し時に、大		
			帯姫子に託けて生れ、月将に満ちんとす。		
			産生の期近く成つて御腹病み給ふ。時に当		
			つて誓つて言く。我が子々孫々、代々此の		
			朝を領すべくば、七日を過ぎ経て後、生れ		
			給へと。白石を取つて、御裳が腰に指して		
			宣く。若し此の石験有らば、七日の間を過		
			ぐれば、我神に祈らんと云ひ畢つて、合戦		
			し給ふに勝たしめ給ひ竟んぬ。各住所を尋		
			ねて隠れ居給ふ時、我が累世の舎弟、穂浪	*88	
			山にて、仏法を勤修して、天下国土を祈れ」		
			てへり。		
延喜21	802	●筥崎三所造営	<b>筥崎の神</b> 託く。「我が穂浪郡大分宮に移住	*97	
Z = 1 2 1	302				
			して、後三悪有り。一には竈門宮は我が伯		
			母に御座す。参詣の輩彼の御前を過ぐるに、	93	
			無礼其の恐有り。これに因つて筥崎に移ら		

			んと欲ふ」と云々。		
年号な		○平安京が7日間振	七歳の男子、地を去ること七尺にして託宣		
L		動、天文博士の占いで	す。「汝は知るや。我は唐国には大毘盧遮		
		は「唐土より日本国に	那仏の化身なり。日本国には、大日・普賢		
		帰り向ふ鎮西大神の	・吉祥と云ふなり。宇佐宮は、吾が第一の		
		心なり」と出る。	弟子にして釈迦如来、第二の弟子は、大分		
		◎ 爰に <b>七歳の男子、地</b>	宮に入定して在り。多宝如来なり。第三の		
		を去ること七尺にし	弟子は、八幡大菩薩なり。戒普賢定大日恵文		
		て託宣。	殊の筥を付属する故に、筥崎と名づく。本		
			地は阿弥陀如来・観音・勢至なり」てへり。		
延長1	923	○筥崎宮三所造営	一に云く。「吾昔博多郡の松原に、戒定恵	97	「一云」
			の筥を埋め置く。今社を造り、其の名を筥	*83,	
			崎社と云ふ。吾人太神氏を遺して、力と為	*88,	
			して、異国を降伏し、吾が国を守るべきぞ」	*90,	
			てへり。	*92,	
				*93	

### 護 巻三 日本国御遊化の部 (pp. 119~130)

護 苍二		日本国御班化の部(pp.	119~130)		
和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
欽明32	571	○大○童 〈「宇蘇→→→→郷の大の童 〈「宇蘇→→→→→郷の大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周田国国国政議を国山嶺浜 由郡郡海のおり時。 とは、「宇蘇・大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉周伊豊奈大紀吉の東京、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	天童と現れ言まはく。「辛国城に始めて <b>八</b> 流の幡と天降りて、我は日本の神と成れり。一切衆生、左も右も心に任せたり。 釈迦菩薩の化身なり」 てへり。		「あく大現と」のの
天平神 護1·閏 10·8	765	→国崎郡奈多の松の 本	神託に、「吾昔伊予国宇和郡より往来の時、豊後国国崎郡安岐郷奈多浜海の中に、大石在り、其に吾渡り着きて気を安む。御机石と号す」と云々。 同時の神託に、「奈多の松の木に登りて有りき。其の上野に登りて住むべき所々の案内を見き。其の野を見立野と号す」てへり。	* 232	

→安岐林	同じ時の神託に、「其より安岐林に至る。後秋庄と号す」と云々。	121 * 232	
→奈保利郡	同じ時の神託に、「其より同国奈保利の郡に至り着く」と云々。	*232	
→肥前国高知保	同じ時の神託に、「其より豊後・日向・肥後三国の中に広野有り。其の野に依依では、 を主しき。件の地は水の便無きに依せくるでは、 を作らず。吾欲を離れて等申してが、 田を作らず。所否は、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の		
→田布江 (豊前豊後 境)	同じ時の神託に、「豊前国と豊後国の中に、 吾れ至り着く。田布江と号す」と云々。 古老伝へて云く。田笛なり。 <b>大御神</b> 御修行 の昔、此の所に於て田笛を吹き、田の飯を 得しめ坐す。故に〓( +小:しか)いふ なりと。		「古老伝 云」あり。 「古老伝 云」
→豊前国宇佐郡鷹居	同じ時の神託に、「其より鷹居に至る」と云々。	*233	
→同郡郡瀬	同じ時の神託に、「其より郡瀬に至る」と 云々。 此の両所には、宇佐郡の大河有り。鷹と化	*233	
	り瀬を渡り、東岸の松に居る。又空に飛び、 西岸の地に遊ぶ。故に鷹居瀬社と云ふ。こ の鷹は大明神の変なり。大神朝臣比義これ を祈り顕し奉り、祠を立て祭を致すなり。	122 *170, *233	
→同郡大袮河	同じ時の神託に、「其より大袮河に至る」と云々。 古老伝へて云く。大根河なり。 <b>大御神</b> 御修行の昔、此の河の辺に於て、大根を召さる。 故に〓( +小:しか)云ふなり。社有り て祭有りと。	* 233	「古老伝 云」あり。 「古老伝 云」
→同郡酒井	同じ時の神託に、「其より酒井に至る」と 云々。 豊前国宇佐郡菱形山の西北の角に、大なる 泉有り。 <b>大御神</b> 御修行の昔、其の処に御坐 有り、御口手足を洗ひ坐す。時に豊前国を 持ち坐す神、奈志津比咩、酒を奉る。これ に依つて今酒井泉と号す。 古老伝へて云く。比咩酒を奉る時、御指を	*233	「古老伝 云」あり。 古老伝

	ロイルとから マーキャケと 佐いとようずに		
	以て地を窪めて、残る滴を傾けたまふ所に、		云」
	水涌き出て泉と成ると云々。		
→同郡乙咩	同じ時の神託に、「其より乙咩浜に至る」	*233	
THE CASE		233	
	と云々。		
→同郡菱形山の北方、			
荒潮の辺			
〇 辛嶋 乙 目 託 官 を 待	<b>大御神</b> の宣ふ。「洗浴せむ」てへり。	123	「古老伝
	CALL OF THE CALL O	123	
つ。●乙目、海の辺に			云」あり。
泉水を掘り出して洗			
浴せしめる。			
→同郡馬木嶺	同じ時の神託に、「其より馬木嶺に至る」	*233	
1 4 81 1/4 1 120	と云々。	233	
	馬城峯は又厩峯なり。 <b>大御神</b> 人王の昔、 <b>竜</b>		
	馬に乗りたまひて、当山に飛び翔り坐す。		
	人皆これを知らず。其の馬茲に栖む。故に		
	<b>=</b> ( +小:しか)云ふなり。又神道の時、		
	<b>鹿毛・鴇毛・足斑の馬等</b> に示現し坐す。故		
		*204	
		*394-	
	<b>霊水</b> を出すこと、後に在り。	400	
→同郡安心院	同じ時の神託に、「其より安心院に至る」	*233	
	と云々。		
	安心院都麻垣は、比咩大神の御在所なり。		
	御修行の時、此の所に於て、利生を語り合		
	ひ給ふ。安楽の御心有る故に、〓( +小		
	: しか) 云ふなり。		
→同郡小山田の林の	同じ時の神託に、「其より小山田の林の中	*233	
中	に至る」と云々。	233	
十	に至る」と云々。		
→同郡菱形山	同じ時の神託に、「其より菱形の辺に帰り	*233	「古老伝
	住しき」と云々。		云」あり。
※「已上の十五箇所	此の菱形三山の惣名なり。北辰影向の地な		
は 神託に依つて こ	」 り。 <b>大菩薩</b> 御修行の時、一所に在るべきの		
れを註せり。」	由、能く相語らしめ坐す。故に着住し給ふ		
4 V で III ピ ソ o			
	なり。		
	古老伝へて云く。造営の壇を築かんが為に、	124	「古老伝
	此の山の土を取らしむ。而るに内裏の		云」
	天井より、 <b>黒血</b> 自然に降る。天皇大に驚き		
	たまふ。天文占ひ申して云く。 <b>西国の大神</b>		
	居ます所の亀の腹破るるの血なりと云々。		
	茲に由り宮造替の時、故土を却るの外、鍬		
	を立つべからず、土を動かすべからざる由、		
	官制せらるるは是れなり。大菩薩垂迹		
	せんと擬ひ給ふ時、八頭の霊叟と現れ、三	*163	
	山の苔嶠に遊びたまふ。大神比義此の峯の		
	間に於て、祈り申さしむる日、三歳の少児、		
	池の畔に現れ、初めて現れ坐すならくのみ。		

			当峯西の麓の小倉山の東、連れる巌の中に、	125	宮柱の穴
			式だ深き穴有り。口の円径一尺二寸あり、	123	の事
					₩ <del>1</del>
			底に入ること七尺有余なり。大菩薩の昔御		
			垂迹の時の宮柱の穴是なり。又霊水当		
			山より出づ。清流にして大海に通ず。節毎		
			の御供の水なり。故に御物河と名づく。		
				de	
			同じ時に神託す。「是の所々は、吾が択ぶ	* 233	
			所の勝地なり。宇佐郡内に近き所々には、		
			四年に一度、臨み見んと欲ふ。此の外の所		
			は、遠くして事の煩有り。但し国司に触れ		
			て、今吾が領地に住ましむ。神人公役負は		
			ざれば、神の御輿を荘り奉り、神の御験を		
			乗せ奉り、宮司以下の神官・供僧・所司、		
			陪従の舞人等、巍々堂々として御共し、社		
			々を荘厳して所々に舞楽をなせ」。		
			小倉山の巽、馬城峯の麓に霊洞有り。中津	126	中津尾霊
			尾と名づく。 <b>大菩薩</b> 光を通はすの砌、大神		窟の事
			比義瑞を留む所なり。遠き山に非ず、深き		
			山に非ず。比義当窟に入つて再び出で		
			<del>j</del> ,		
和銅5	712	●鷹居瀬社初度造営。	神勅		
霊亀2	716	●小山田社へ遷座。	神託		
神 亀 2	725	●小倉山社へ遷座(第	神託	127	〈小倉山
		一御殿)。			三神殿の
					成立〉
天平3	731	●第二御殿(比咩大御	神託		
		神)造営。			
弘仁11	820	●第三御殿(大帯姫細	神託		
		殿)造営。			
養老年	717~	○隼人襲来のため祈	「我行きて降伏すべき」の由、神託	128	〈神輿の
中	724	る。●神輿を造る。			由来〉

## 国 巻四 三所宝殿以下の事 (pp. 141~152)

和暦	西暦	状况	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
欽明 32	571		人皇十六代 <b>応神天皇の御霊</b> は、 <b>八幡大菩薩</b>	141	一御殿
天 平 勝	749	●大仏供養の時、一品	なり。欽明天皇御宇三十二年辛卯に示現し		
宝 1・12		献奉	たまふ。		
•27					
天 平 年	729~	◎比咩大御神の前に	人皇第一神武天皇の御母、 <b>玉依姫の御霊</b> な	142	二御殿
中	749	示現	り。聖武天皇の御宇天平年中、託宣有り。		
		●大仏供養の時、二品	比咩大御神の前に示現し、「国加郡に住み		

	基本比咩大御神なり。本は学位部安心院別 方の東の方の高さ高に坐すなり。と云々。   2	まふ <b>比咩大御神</b> なり。本は字佐郡安心院別 倉の東の方の高き岳に坐すなり」と云々。   <b>宮崎</b> の神託   <b>宮崎</b> の神託に云く。「我は <b>釈迦の変身の法</b> *92、 *119、 *164、 *361、 *404、 *465	
金	会議時の神託   会議時の神託   会議時の神託に云く。「我は釈迦の妻身の法   *** *** *** *** *** *** *** *** ***	倉の東の方の高き岳に坐すなり」と云々。   倉の東の方の高き岳に坐すなり」と云々。   119,	
●     ●   ●   ●   ●   ●   ●   ●   ●	(金)   145   1	図	
株、我が母は弥陀の変身の女体、我弟は観   *119, *164, *361, *404, *465	体、数が母は弥陀の変身の女体、我弟は観   *119, *164, *361, *404, *465	(本、我が母は弥陀の変身の女体、我弟は観 *119、 *164、 *361、 *404、 *465	
音の変身の俗体なり」と云々。 *164、*361、*404、*361、*404、*446、*361、*404、*446、*361、*404、*465  弘 仁 年 810~ 中	# 164. *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	音の変身の俗体なり」と云々。  *164, *361, *404, *465  弘 仁 年 810~ **  **  **  **  **  **  **  **  **  **	
**361、 **404, **465     **465     **4	型 年 年 810- 中	*361, *404, *465     弘 仁 年   *810~     中	
3. 仁 年 810- 中 824	*404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *404, *465     *405     *405     *404, *465     *405     *404, *465     *407     *408     *404     *465     *405     *405     *405     *407     *408     *404     *465     *405     *405     *404     *405     *405     *405     *407     *407     *408     *404     *405     *405     *405     *407     *407     *407     *408     *404     *405     *405     *405     *407	*404、*465  弘 仁 年 810~ 中 824	
3.	弘 仁 年   810~	<ul> <li>弘 仁 年 810~ 中</li> <li>中 824</li> <li>人皇第十五代神功皇后の御霊なり。嵯峨天皇御宇弘仁年中、託宣有り。「大帯姫は皇后の霊誕なること」を示現するなり。</li> <li>年 号 なしによって天磐戸を開かしめて出て言く</li> <li>(天照大神の天児屋根尊への言葉)「朕が子孫に於ては、中国の主為るべし。卿が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。</li> <li>春日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。</li> <li>神 護 景 767 雲 1・3・</li> <li>鹿島明神、中臣時風・秀行二人の氏人に託て、常陸国鹿島郡より、伊賀国名張郡夏見</li> </ul>	
<ul> <li>弘 仁 年 810~824</li> <li>人 皇第十五代神功皇后の御霊なり。経戦天 皇御宇弘仁年中、託宣有り。「大帯姫は皇后の霊誕なること」を示現するなり。</li> <li>年 芳 な し ② 天児屋根等の神態によって天磐戸を開かしめて出て言く</li> <li>(天照大神の天児屋根等への言葉)「朕が子孫に於ては、中国の主為るべし。卿が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。</li> <li>春日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。</li> <li>春日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。</li> <li>767</li> <li>1・5・767</li> <li>同 2・11 768</li> <li>「 768 9</li> <li></li></ul>	<ul> <li>弘 仁 年 810-中 中 824</li> <li>人 皇第十五代神功皇后の御霊なり。嵯峨天 皇郷守弘仁年中、託宣有り。「大帯姫は皇后の霊誕なること」を示現するなり。</li> <li>( 天児帰様草の神態によって天磐戸を開かしめて出て言く</li></ul>	弘 仁 年 810~ P 824	
中 824	中 824	中 824	
中 824	中 824	中 824	
年 号 な	年 号 な し ② 天児屋根草の神態 によって天磐戸を開かしめて出て言く (	<ul> <li>年号なし</li> <li>○天児屋根尊の神態によって天磐戸を開かしめて出て言く</li> <li>(天照大神の天児屋根尊への言葉)「朕が子孫に於ては、中国の主為るべし。卿が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。</li> <li>(天平神 766 護 2</li> <li>神護景 767 雲 1・3・</li> <li>「度島明神、中臣時風・秀行二人の氏人に託て、常陸国鹿島郡より、伊賀国名張郡夏見</li> </ul>	
年 号 な し ② 天児屋根尊の神態 によって天磐戸を開かしめて出て言く	年 号 な し ② 天児屋根等の神態 によって天磐戸を開かしめて出て言く	年 号 なし	
では、つて天磐戸を開かしめて出て言く	でよって天磐戸を開かしめて出て言く	ころのことは、       スポート         によって天磐戸を開かしめて出て言く       子孫に於ては、中国の主為るべし。卿が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。         (表別では、国家に輔佐たるべし」と云々。       本日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。         (本記)       本日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。         (本記)       本日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。         (本記)       本記)         (本記)       本日本の主為るべし。卿が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。         (本記)       本日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。         (本記)       本日本の主義のでし、即が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。         (本記)       本日本の主義のでし、即が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。         (本記)       本日本の主義のでし、即が子本の主義のでし、即が子本の主義のでは、国家に対し、国家	ļ
では、つて天磐戸を開かしめて出て言く	では、つて天磐戸を開かしめて出て言く	ころの元子は、中国の主為るべし。卵が子によって天磐戸を開かしめて出て言く       子孫に於ては、中国の主為るべし。卵が子孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。         天平神護2       春日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。         神護 767 雲 1・3・       鹿島明神、中臣時風・秀行二人の氏人に託て、常陸国鹿島郡より、伊賀国名張郡夏見	r.
天 平 神 護 2 766		下平神   766	Z
東島駅	東京	天 平 神       766         護 2       春日大明神始めて三笠山に住み給ふと云々。         神 護 景 767       鹿島明神、中臣時風・秀行二人の氏人に託て、常陸国鹿島郡より、伊賀国名張郡夏見	
護 2 神 護 景 767	護 2	護 2 神 護 景 767 雲 1·3·	
護 2 神 護 景 767	護 2	護 2 神 護 景 767 雲 1·3·	
<ul> <li>神護景 767</li> <li>鷹島明神、中臣時風・秀行二人の氏人に託て、常陸国鹿島郡より、伊賀国名張郡夏見郷に渡りたまふ。</li> <li>同 1・5・767</li> <li>同 2・1・768</li> <li>一 2・11 768</li> <li>一 5 本 大帯姫霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御がりの時、天降りたまふ。此の神の力を動するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。</li> <li>年代なし</li> <li>年代なし</li> <li>単 代なし</li> <li>当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。</li> </ul>	神護景   767	神 護 景 767 雲 1・3・	
雲 1・3・ 21	雲 1・3・ 21	雲 1・3・ て、常陸国鹿島郡より、伊賀国名張郡夏見	
21	21		
21	21		
同 1·5· 767	同 1·5· 767		
7	7		
〒 2·1· 768	大和国安部山に渡りたまふ。	同 1・5・767 同じく薦生中山に渡りたまふ。	
9	9		
9	9		ļ
同 2·11   768	同 2·11 768		
<ul> <li>・9</li> <li>年号なし</li> <li>大帯姫霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御祈りの時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。</li> <li>年代なし</li> <li>当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。</li> </ul>	・9       大帯姫霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御 折りの時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。       北辰殿「私云」の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。         年 号 な し       ・ 世霊神兄弟三人、震旦に遊んで日本に帰りたまふ時       大兄は豊後国高知尾に留る。高知尾明神是なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽権現是なり。此の権現、最弟八幡に告げて言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の		ļ
<ul> <li>・9</li> <li>年号なし</li> <li>大帯姫霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御祈りの時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。</li> <li>年代なし</li> <li>当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。</li> </ul>	・9       大帯姫霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御 折りの時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。       北辰殿「私云」の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。         年 号 な し       ・ 世霊神兄弟三人、震旦に遊んで日本に帰りたまふ時       大兄は豊後国高知尾に留る。高知尾明神是なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽権現是なり。此の権現、最弟八幡に告げて言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の		ļ
大帯姫霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御 祈りの時、天降りたまふ。此の神の力を勠 するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔 の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひ たまふ。住吉大明神是れなり。 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の 時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相 語はしめ給ひ畢んぬ。	大帯姫霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御 祈りの時、天降りたまふ。此の神の力を勠 するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔 の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひ たまふ。住吉大明神是れなり。 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の 時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相 語はしめ給ひ畢んぬ。 年 号 な し 一番霊神兄弟三人、震 旦に遊んで日本に帰りたまふ時 大兄は豊後国高知尾に留る。高知尾明神是 なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽 権現是なり。此の権現、最弟八幡に告げて 言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の		
がりの時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代な し 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。  ***********************************	世界の時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代なし 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。  年号なし 「世霊神兄弟三人、震力に豊後国高知尾に留る。高知尾明神是なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽をおり、大兄は豊後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽をおり、次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽をおり、次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽を表ものがの間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外のでは、最後、大兄は悪人なり、大兄は、大兄は、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、		ļ
がりの時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代な し 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。  ***********************************	世界の時、天降りたまふ。此の神の力を勠するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代なし 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。  年号なし 「世霊神兄弟三人、震力に豊後国高知尾に留る。高知尾明神是なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽をおり、大兄は豊後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽をおり、次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽をおり、次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽を表ものがの間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外の間。左右の外のでは、最後、大兄は悪人なり、大兄は、大兄は、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	<b>十単版</b> 雲行の時   大朗熱熱   関国際代の御   145   <b>東時</b>	r.
するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代な  当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。  ***********************************	するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代なし 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。  年号なし 〇昔霊神兄弟三人、震旦に遊んで日本に帰りたまふ時 りたまふ時 「大兄は豊後国高知尾に留る。高知尾明神是なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽を右の外の間。左右の外の間。左言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の		K
の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代な し 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相話しめ給ひ畢んぬ。  「私云」あり。	の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひたまふ。住吉大明神是れなり。  年代なし 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。  年号なし 「昔霊神兄弟三人、震」大兄は豊後国高知尾に留る。高知尾明神是なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽を左右の外の間。左右の外でまふ時でまる時に強い。此の権現、最弟八幡に告げて言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の		
たまふ。住吉大明神是れなり。  年代な  当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の  時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相  語はしめ給ひ畢んぬ。  *** おしまり。	年代なし 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。		
年代な し 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の 時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相 「私云」 語はしめ給ひ畢んぬ。	年代なし 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相語はしめ給ひ畢んぬ。		ļ
時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相 語はしめ給ひ畢んぬ。 あり。	日本の大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、	たまか。 圧ロハのITT たればり。	
し 時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相 「私云」 語はしめ給ひ畢んぬ。 あり。	日 時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相	年代な 当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の 北辰	} }
語はしめ給ひ畢んぬ。あり。	語はしめ給ひ畢んぬ。 あり。		
	年 号 な し		
	型に遊んで日本に帰りたまふ時   1		ļ
牛 ଟ な	りたまふ時 権現是なり。此の権現、最弟八幡に告げて <b>の間。左</b> 言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の <b>善神王</b>	年号な  ○昔霊神兄弟三人、震  大兄は豊後国高知尾に留る。高知尾明神是   147   二階	9楼
旦に遊んで日本に帰 なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽 *81 左右の外	言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の <b>善神王</b>	旦に遊んで日本に帰なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽 *81 左右	)外
りたまふ時 権現是なり。此の権現、最弟八幡に告げて の間。左		りたまふ時 権現是なり。此の権現、最弟八幡に告げて の間。	左
言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の <b>善神王</b>	子と成り、百王守護の誓を遂ぐべし。我は	言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の 善神:	Ē
子と成り、百王守護の誓を遂ぐべし。我は		子と成り、百王守護の誓を遂ぐべし。我は	ļ
1 1 1	当峯に留り、高知尾を見継ぎ奉り、亦汝が	当峯に留り、高知尾を見継ぎ奉り、亦汝が	

		本願を助くべし」と云々。		
年号なり、日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日	異国降伏の時 ●大帯姫、藤連保を賞 し大臣の官を授ける。	地神第五代主 <b>彦波激尊</b> 現れて言く。「我は即ち <b>明星天子</b> の垂迹なり。第三の公子有り。 月天子の応作にして、これを授け奉る。大将軍と為り、敵州降伏の本意を遂げらるべきなり」と云々。 神勅に云く。「八正道より権迹を垂る。故に <b>八幡大菩薩</b> と号く」と云々。	148 *269, *363	右「あい」「ある」の「ある」のである。
年 号 なし		御湯船等二具を納め奉る。 <b>大帯姫</b> 並に <b>比咩</b> <b>大御神</b> の御料なり。古老の伝に云く。御沐 浴の音、先々聞き奉る人有りと。	149	東御湯殿
年号なし		此の <b>石</b> 、地より半ば出て、彼の精と天と相連なる。大菩薩の御秤なり。宮柱に御垂迹の時、自然に涌出す。		御秤石
年号なし	常に社頭におり、神司ではないものの、神慮に通じることができた。 ●種麻呂、豊前守に申し、公家に奏聞。天平宝字年中、雲雨の所を占い下宮の地とする。	東南の洞より朝の雲来つて、野の径の間に 悪ひ、東北の峯より暮の雨灌いで渓川の流 に入る。又晴夜の暁に、老翁現れて清天に 隠るる時、妙なる声聞えて幽かなり。 東南峯は、大神比義入つて当ると現はるして、今の中津尾是なり。老翁と現はてのは、彼の霊なり。一体分身の外用にていた、彼の霊なり。第一殿に副ひ奉り、万徳御前と申し、八幡の源を顕はし奉る。今		<b>御炊殿</b> 「私云」 あり。
年号な	造営。種麻呂は延暦9・ 8・22、大宮司となり16 年治めた。	万徳の本と成るの故なり。 <b>大菩薩</b> 霊行の昔、諸国御修行の作にせし御		
L		藁沓、御戸の前に懸けらる。		
年号なし		大神比義は、中津尾の谷に入り、永く出でず。又在所を知らず。又当谷に大明神有り、これを祭り奉る。此の祭の料の稲は、樹の上に安き奉る。其の祭祀に望むの時、調進し奉る間に、若し不法の時は、厳重の崇有るなり。大神比義の山に入る路を慕ひ奉るのみ。	151	
年号なし		<b>大帯姫</b> 託宣したまふ。「吾は枌を御在所と 定め、八幡は松を所と定め給ふ。此の事は 人知らず」てへり。	*82	〈神の在 所の枌と 松〉
年号なし		<b>大菩薩</b> 託宣す。「神の木と成る事は、釿に 伐られざらんが為、神の萱と成る事は、鎌	152 *226	

		に苅られざらんが為なり」と云々。略抄す。	
年号な		又云く。「草木より出でて、験の気を顕す」	「私云」
L		と云々。略抄す。	あり。

## 霊 巻五 菱形池の辺の部 大尾山 (pp. 163~179)

霊 巻五		菱形池の辺の部 大尾山	1 (pp. 163~179)		
和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
欽明29	569		豊前国宇佐郡菱形池の辺、小倉山の麓に鍛冶の翁有り。奇異の瑞を帯び、一身と為て、八頭を現す。人聞いて実見の為に行く時、五人行けば即ち三人死し、十人行けば即ち五人死す。大神比義行きてこれを見るに、更に人無し。但し金色の鷹、林の上に在り。忽に金色の鳩と化り、飛び来つて袂の上に居る。		( 翁田 は る か と か と か と か と か と か と か と か と か と か
欽明32 · 2·10	571	○大神比義、上の示現 により三年間穀断ち して祈る。	即ち三歳の少児と現れ、竹の葉の上に於て宣ふ。「辛国の城に、始て八流の幡と天降って、吾は日本の神と成れり。一切整薩の化身なり。一切衆生を度むと念ふて神道と田天皇広幡八幡麻呂(応神天皇)なり。我は是れ日本人皇第十六代誉田天皇広幡八幡麻呂(応神天皇)なり。表記をば、護国霊験威力神通大自在王菩薩と曰ふ。国々所々に、跡を神道に垂る」でへり。	*119	
		○同上	一に云く。大菩薩、菱形池の縁に於て、これの鍛冶と現れて御座す。大神比義、これを顕はし奉ると。 一に云気の動はし奉ると。 一に云気の動はし奉ると。 一に云気の動はし奉のを明本をである。 一に云気のか見をのかりのでは、いいののでは、いいので		「一云」
欽明32	571	【日本書紀】 ●大御神、比義と常に物語る。比義、祝職に任ぜらる。社殿を造営せず、公家の顧あるときは、比義山(厩峯)に向かい祈る。	比義穀を絶つこと三年、籠居精進して、即	*453 165	〈義 像 霊 の 関 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会

			神道に垂れ、初て顕るのみ」。		
大宝1 大宝3	701 703		八幡大菩薩済度の為に唐土に向ひ、又帰り 来る。北辰の神最初に天降り、小倉山に現 れ坐ます。大菩薩修行の次に、此の峯に至 り、北辰に語つて言く。「我一所に住み坐 して、法界衆生利益の願を発さむ」てへり。	166	<b>小倉山に</b> 霊行の山 彦 一 の り は の り は の 関 く の り の り の り の り の り の り の り の り に り の り に り に
		○北辰の神および香 春大明神、彦山権現に 如意宝珠を乞うよう 八幡に提言。	大菩薩彼の山(彦山)に渡り向つて言く。「珠の為に来着せり」てへり。		
		·	仙翁 (八幡) 年来 (法蓮聖人に) 仕へ奉りて言く。「斯の珠を我に与へ給ふべきなり」と。		
		○法蓮、仙翁の要求を 拒否。 ●法蓮「相計るべし」 と返答。翁、宝珠を持 ち去る。	<b>翁</b> の申く。「僧は即ち三帰五戒を持す。珠を惜しむべからず」てへり。	167	
		奪還。	(翁が法蓮に)又奉仕して申して云く「心往きに渡すと計り仰せらるべし。年来の奉仕此の事に在り」てへ(り)。		〈大帯姫 の八面館への 種迹〉
		諫山郷の大嶽の峯(八 面山)まで大菩薩を追 い、責める。 ●法蓮、大菩薩と和解	大菩薩は金色の鷹に変り、金色の犬を召し 具し、此の高き山(八面山)に飛び返つて、 聖人に語つて言く。「我は八幡なり。此の 宝珠を賜ふて、一切有情を利益すべし。宇 佐垂迹の時に、神宮寺の別当と仰ぎ奉つて、 同心に天下を静め護るべきなり」てへり。		
			大菩薩、馬城の峯に御垂迹して言く。「今より我が山には、修験人は有る者、又は行を求む者、国籍ででいる。「古代の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の	168	

			神誘に依りて然らしめ、一味同心を成し畢んぬ。		
		若石屋で十二年間修 行し、権現より倶利伽	ーに云く。翁の言く。「三帰五戒を持ち乍ら、玉を惜しみ給ふこと、尤も行儀に非ず。只心往きに渡すと計り仰せらるべし。年来の給仕偏にこれに在り」てへり。		「一云」 〈如意宝 珠の由 来〉
		試みる。 ●彦山権現と法蓮聖 人、八幡に宝珠を譲渡	時に翁示して云く。「日本静かならず。我 鎮守と成つて、我が朝を護らん。吾をば <b>八</b> 幡と号す。此の玉に於ては、只我に与へ給 へ。我慈尊の出世に結縁せしめんが為に、 弥勒寺を建立して、神宮寺と為んと擬る。 法蓮を彼の寺の別当と成し奉つて、当に此 の玉の恩を報ゆべし」てへり。	*194, *196	
和 銅 1	708		豊前国宇佐郡の内に大河流る。西岸に勝地 有り。東の峯に松の木有り、変形多端にし て、化鷹瑞を顕し、瀬を渡り此の地に遊ぶ。 空に飛んで彼の松の木に居る。是れ大御神 の御心にして、荒れ畏れ坐す。往還の類、 遠近の輩、五人行けば即ち三人殺され、十 人行けば即ち五人殺さる。	170 *122	 鷹居瀬社 の部
和 銅 3	710		其の体を見ず、只霊音有り、夜来て言く。 「我霊神と成つて後、虚空に飛び翔る。棲 息無く、其の心荒れたり」てへり。		
			一に云く。夜来に於て、 <b>大神春麻呂</b> (大神 比義の子)に対し告ぐる者これ有り。		「一云」
霊亀2	716	波豆米、神の心に随	「此所は路頭にして、往還の人無礼なり。 此等を尤むれば、甚だ愍し。小山田の林に 移住せんと願ひ給ふ」てへり。		 小山田社 の部
養老4	721	<ul><li>○前年の大隅・日向の 隼人等襲来を受け、公 家祈願。</li><li>●豊前守宇努首男人、</li></ul>	神託く。「我行きて降伏すべし」てへり。	171	〈隼人征 伐〉

		神輿を造り進軍。			
		として神輿に乗せる べきか、豊前国下毛郡 野仲郷の林間の宝池 で祈ろうとする。この とき、三百余歳となる 宇佐池守が諸男に歌 を伝え、これを受けて 諸男が祈ると、池に神	「大貞や 三角の池の 真薦草 なにを縁に 天胎み生むらん」」初秋の天、初午の日に、雲波池に満ち、煙波渚に依り、湧き返り湧き返りて、雲中に声有りて宣く。「我れ昔此薦を枕と為し、百王守護の誓を発しき。百王守護とは、凶賊を降伏すべき		〈八幡遊 化の宝池 と宇佐池 守〉 〈薦枕〉
		意発見します。 ・ 大に宇神・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			《行幸会の起源》
		城のうち、まず五ヶ所 を退治。	今二ヶ所の城の凶徒、忽に殺し難き間、託 宣したまはく。「須く三年を限つて守つて 衆賊を殺さん。神我、此の間を相助けて、 荒振る奴等を伐り殺さしめん」てへり。	*454 173	
養老7	723		此の事(隼人征伐)の後に、託宣したまふ。 「我今坐する小山田社は、其の地狭隘し。 我菱形山に移らんと願ひ給ふ」。		
年 号 な し		久礼、将となり隼人を	一に云く。薩摩国鹿児嶋明神、宇佐宮に申して言く。「他国の神共、隼人と云ふ神来つて、我が国を打ち取らんと欲ふ」と云々。「誰人か打つべき将として、向ひ給ふ」てへり。「早く若宮の老神宇礼・久礼をして」云々。	*377, *464	「一云」 「私云」 あり。
神亀1	724	上。 ●法蓮下向後、八幡、 いよいよ済度の願を 発し、亡率の生類を相	託宣したまはく。「吾れ此の隼人等多く殺却する報には、年別に二度放生会を奉仕せん」てへり。 又云く。「一万度放生の事畢んぬ。眷属を引率して、浄刹に送らん」てへり。	174 *455 *455	《放生会 の起源・ 次第〉

養老4・9	720	会を修し、永代の例と 為す。 【扶桑略記・第二】 ○大隅・日向両国乱 逆、袮冝辛嶋勝波豆 米、神軍を率い征伐。 ●諸国放生会始まる。	大御神の託宣に云く。「合戦の間に、多く 殺生を致す。宜く放生会を修ふべし」てへ り。		
養 老 4	720	【政事要略・第二十 三】 ○八幡を請け、豊前守	く殺しつる報に、毎年放生会を仕へ奉るべ	*455	

## 験 巻六 小倉山社の部 上 (pp. 193~208)

吹 它八		小眉田在50时 工 (pp.	190.4 200)		
				頁	
和曆	西暦	状況	託宣・示現	*相互	備考
				参照	
神亀1	724	○聖武天皇勅使、神社	神託きたまはく。「我大いなる慈悲を以て	193	「私云」
		をどのように造営す	室と為し、柔和忍辱を以て衣と為し、諸法		あり。
		べきか祈る。	の空を以て座と為すべし」てへり。		
		●養老の託宣を守り、			
		小倉山社造営。大神朝			
		臣諸男を祝とする。			
		神体を移す。袮冝は辛			
		嶋勝波豆米のまま。			
神亀2・1	725	●勅定により弥勒禅		194	「私云」
•27		院・薬師勝恩寺を大神	-	*169.	あり。
		比義が建立。	我が本尊と為す。理趣分・金剛般若・光明	*196	〈勝恩寺
			真言陀羅尼を念持する所なり」てへり。		建立〉
天平1.8	729		神託したまはく。「毎月十五日は吾が日な	*456	「私云」
•14			り。これを知る人猶少し。就中八月十四日		あり。
			十五日を点領して、放生会を勤行して、放		
			生を引導し、罪障を懺悔して、共に覚岸に		
			登り、天朝を守護し奉らむ」てへり。		
天平5	733	○大神田麻呂、八幡神	神宣く。「我昔この薦を御枕と為して、百	195	「私云」
	,,,,,	の長き御験を祈り百	王守護の誓願を発して、跡を神道に垂る。	*172	あり。
		日難行苦行。	此の薦を以て吾が社の験に備へて、尊崇を	1,2	〈薦枕〉
		●薦枕を安置するた	致さば、神徳を施すべきなり」てへり。		(3.1.3 02)
		めの新舎鵜羽屋造営。			
			  神託に云く。「我体は有もまた、空もまた、		
			正道を以て体と為す」と。		
天平9·4	737	●翌年弥勒禅院を遷	託宣したまはく。「我当来の導師弥勒慈尊	196	〈弥勒寺

• 7		し、弥勒寺建立。	を崇めんと欲ふ。伽藍を遷し立て、慈尊を	*169,	建立\
		U、 州 判 守 廷 立 。	安急奉り、一夏九旬の間、毎日慈尊を拝み奉らん」てへり。		建业/
天平16· 8·14	744	ため和間浜に御行の	虚空に声有りて言く「我が道場の辺に、争か神輿を通すべき。御堂の影あやふし」てへり。	197	
天平18	746	○天皇不予のため祈 祷。 ●三位に叙し、封四百 戸・度僧五十口・水田 二十町を奉る。	祈禱 <b>験</b> 有り。		
天平19	747	し仏法興隆のため大 伽藍・廬舎那仏建造の 大願を発し、伊勢・宇 佐二所の宗廟の本誓 を仰ぐ。宇佐宮に使 し、大伽藍・廬舎那仏 建造の大願を大菩薩	神託きたまはく。「神吾、天神地祗を率しいざなひて、成し奉つて事立て有らず。銅の湯を水と成すがごとくな事無く成さん。我が身を草木土に交へて、障へる事無く成さん」でいる。「吾国家を護ること、是れ猶楯大のごとし。神祗を唱へ率あて、共に知される。「本ので、必ず皇帝の願を成し奉らむ」でいる。	198	〈大仏造 立〉
年号なし		のための唐への遣い の無事を朝使により	託宣したまはく。「求むる所の黄金は、将に此の土より出づべし。使を大唐に遣す勿れ」てへり。 一に云く。 <b>宇佐神</b> 託宣したまはく。「此の		
天平21	749		土に出づべし」てへり。		
年号なし		天皇が金峰山に使い を送り、黄金出土を祈 る。 ●託宣にいう所を訪 ね求め、如意輪観音像 を安置 (→石山寺)、 良弁が祈請すると陸 奥国より黄金献上。八	託宣に云く。一に云く。夢なり。「この吾が山に金あり。慈尊の出世の時の所用に預る許なり。吾進退せざるなり。但、近江国志賀郡瀬田江の辺に、一の釣する翁有り。石で、坐す。其の上に観音像を作り、敬ひて祈請を致さば、黄金自ら出でん」と。仍ち其の処を訪ね求め、如意輪観音像を安置す。今の石山寺是なり。沙門良弁為に一七日件の事を祈請せらる。其の後幾日を経ずして、陸奥国より金を献る。大菩薩の御力為		〈黄金出土・奉献〉

		升弥勒寺宝蔵に奉納。 勅使が奉った百二十	るに由り、先づ百二十両を分けて、字佐宮に奉ると云々。件の勅使四月六日に参言請けて、黄金を奉らる時に、大菩薩手自ら講け取り坐す。香炉筥に納められ、第一御殿に在り。今黄金の御正体と号くは是れなり。又水金無し。而るに仏像荘厳難治の間、祈念せらる処に、近江国の比叡山の側より、水金自然に流出するなり。其の上分に流出するなり。其の上帝に流出するなり。其の上帝に流出するなり。其の上帝に流出するなり。本金の霊像と名くるは是なり。		
年号なし		願を廻らしその許否 を知るため宇佐宮に	大菩薩御体を顕し、勅して云く。「我国家を護る志は、鉾と楯の如し。早く国内の一切の神祇・冥衆を引率して、共に吾が君の知識と為らん」と云々。勅使、面其の <b>声</b> を聞き奉ると云々。	201	
天平20· 9·1	748	を仰ぎ官符。八幡神神 部の人、毎年一人得度 せしめ弥勒寺に入ら せる。 弥勒寺に学分として、 綿一万屯・稲十万束・ 墾田百町。聖武、太上	託宣したまはく。「古は <b>震旦国の霊神</b> は第十六代の帝王には <b>日域鎮守の大神</b> なは <b>百王守護の</b> 響神なり。先には独り数して、方の軍兵、がある。後には此り数して、教事した。後には此の生類をから、後には此の生類をがられて、では此の生類を持たんと、一人を持たる。の字なり、神の名を持けて、習時に、戒を伝ので、氏持せで、は、毎月の三宝に帰るし、、一、一、後に像末の御命を守護し奉らむない。(三宝帰依の神託)	*90, *456	
天平勝 宝1·4·8	749		託宣したまはく。「神吾が社の宮人・氏人 等、末代に及んで、何物を以てか珍宝とす べき。都て宝と思ふべき物無きぞ。静 にと 惟せよ。崑崙山の珠玉も、瑩かずば、なり。 非ず。蓬莱の薬も、嘗めずば益無きなり。 只垂迹の大神の吾を財宝と思ふべ空しき 一念も吾が名を唱へん者は、敢て空しきの 無きなり。現世には思に随つて、無量の 宝を施し与ふべし。後世には善所に生れて、 勝妙の楽を受くべきなり」てへり。	208	
天平勝 宝7·11· 8	755	●同八年、初めて三ヶ 夜の修正会を奉行。	神託きたまはく。「我十二月晦の夜を以て、御寺に移り、修正三ヶ夜の間、衆僧入堂の時は、仏の後の戸の外に跪候して、衆僧入堂の後は、仏の前の露地に参候して、天朝	*341	〈修正会の入堂〉

		を祈り奉らん」てへり。	
ケロム	② 黄 丘 畔 田 土 ② 入 半		
年号な	◎楽即勝恩寺の金宝	<b> 大菩薩</b> 、毎年正月初の三ヶ夜の間、 <b>霊を飛</b>	
し		して金堂に行き、金闕の万歳を祈り奉り、	
		御願を宝壇に勒し、宝祚の億載を護り奉る。	
		衆僧謹んで御修正を奉行するなり。	

## 威 巻七 小倉山社の部 下 (pp. 223~239)

威 巻七	小倉山社の部 下(pp.	223~239)		
和曆西	暦 状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
天平勝 宝1·11· 19	9 ◎内裏に於て	<b>七歳の童子</b> 託宣したまはく。「神吾京に向はん」てへり。	223	〈八幡上 洛〉
天平勝 74 宝1·11	【類聚国史・第五】 ●八幡大神に一品、比 咩神に二品を奉る。	八幡大神託宣し、京に向ひたまふ。		
天平勝 宝1·12· 28	9 【旧記】	八幡大菩薩託宣有り。宇佐より京上し、東 大寺を拝まんが為なり。大神霊託有り、 叡願を成すに依つて、上洛せしめ坐し、御 位を授け奉る。	226	
天平勝 75 宝7	5	託人斧・大のでは、ないで、人のの若り、我火を、穢には出れている。のになり、ないがある。同り同様をさめのでは、、、は、以左嚼有、で、人のの若は、ないで、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	*457 *152 227	

天平勝 宝7·2· 15	755	宇多天皇が官符にて、	託宣したまはく。「諸国に二種の明白のは、 租田と地子田の内がに、 のののは、我に下のといる。 と地子田の内がに、のの時でののは、のののののののののののののののののののののののののののでは、 のののののでは、ないののでは、ののでは、ののででは、ないののでは、 のののでは、ないのででは、ないのででは、ないのででででででいる。 ののででは、ないのででは、ないのででででいる。 ののでは、ないのでででいる。 ののでは、ないのでででいる。 ののででは、ないのででででいる。 ののでいるでは、ないのででででいる。 ののでいるでは、ないでででいる。 ののでいるでは、ないでででいる。 ののでいるでは、ないでででいる。 ののでいるでは、ないででいる。 ののでいるでは、ないででいる。 でいるでは、ないででいる。 でいるでは、ないででいる。 でいるでは、ないででいる。 はいるでは、ないででは、ないでは、 ののでいるでは、ないででは、 ののでいるでいる。 ののでいるでは、 ののでいるでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるで	228	
天平勝 宝7·3· 11	755		神託したまはく。「吾、神の命を矯すことを願はず。一千四百戸を請け取つて、徒に所用無し。山野に捨つるが如し。宜しく八百余戸を朝廷に返し奉るべし。造営造寺の料なり」てへり。	229	
天平勝 宝7·3	755	【類聚国史・第五】 ●託宣に従う。	八幡大神の託宣に曰く。「神吾、神の命を 矯すことを願はず。封一千四百戸・田一百 四十町を請け取つて、徒に所用無し。山野 に捨つるが如し。宜しく朝廷に返し奉るべ し。唯常の神田を留むならくのみ。」	230	
天平勝宝7	755	大神田麻呂と国司殿 にて交わる。 ●伊予国宇和嶺に移 り坐す(十二ヶ年)。 社女にかわり、辛嶋勝	託宣したまはく。「汝等が穢過有り。神吾、今よりは帰らじ」てへり。 峯に在りて、大虚より大海を渡り、伊予国 宇和嶺に移り坐す。同年七月、社女日向国 に至る。田麻呂を多胤島に遣はす。宇和嶺 は十二ヶ年なり。此の間の御託宣は、彼の嶺より茲に 飛来し、以て告げ示し坐す。		〈袮冝杜 女・大麻 田麻穢〉
天平宝 字7	763	・祝竜麻呂、本堂礼堂	託宣したまはく。「我誓願すらく。別の堂に、観世音菩薩像一体・四天王像四体・四大菩薩像を造り奉らん。異国降伏の為なり」てへり。	231	
天平宝 字7	763	○託宣通り、宮司を任	託宣したまはく。「押領使宇佐公池守を我 が宮司に願ふ」てへり。 又託宣したまはく。「旧の如く、大神朝臣		

		じようとすると	田麻呂を、吾亦召して宮司と成さん。流に		
			在るをまて」てへり。	232	
天平神	765	●官符あり、神の占を	  託宣したまはく。「今我が居る所の宮は、		
護1.3.	703	待つ。	穢等を蹋み達りて、縦横既に故塘と為れり。		
		1寸 ノ。			
22			我が安んずる所に非ざるなり。願はくは浄		
			き処に移つて、朝廷を守護し奉らん。		
			其の地は、我が占んに随へ」てへり。		
天平神	765	●同22日両国に府の	別に宣く。「吾昔伊予国宇和郡より往来の	* 120-	
護1・閏		符。	時、豊後国々崎郡安岐郷奈多の浜の辺の海	5	
10.8			の中に、大なる石有り。其の渡に吾渡り着		
			  きて、気を安め、御机石と号す。即ち奈多		
			の松の本に登つて有りき。其の上の野に登		
			つて、住むべき所々の案内を見き。其の野		
			を御立野と号す。其より安岐の林に到る。		
			後に秋庄と号す。其より同国奈保利郡に至		
			り着く。其より豊後・日向・肥後三箇国の		
			中に、広き大野有り。其の野に神行して、	233	
			吾点定しき。件の地は、水の便無きに依つ		
			て、田を作らず。吾欲を離れて、好んで住		
			せんと思ひき。然而吾に叶ふ神氏等申して		
			云く。物を食はずば、堪へ難し。何を以て		
			  か神事に勤仕せんと云ひき。仍ち彼の所に		
			住まず。然而田を作ること無けれども、猶		
			神領有り。件の地等を、野郷・北郷・高智		
			保と号す。豊前国と豊後国の中に、吾		
			至り着く。田布江と号す。其より鷹居に至		
			る。其より郡瀬に至る。其より太袮河に至		
			る。其より酒井に至る。其より乙咩浜に至		
			る。其より馬木嶺に至る。其より安心院に		
			至る。其より小山田の林の中に至る。其よ		
			り菱形池の辺に帰住しき。是の所々は、神		
			吾が択ぶ所の勝地なり。宇佐郡の内に近き		
			所々には、四年に一度、臨み見んと欲ふ。		
			此の外の所は、程遠し。加以、事の煩有り。		
			但府国の司に触れて、今吾が領地に住まし		
			む神人に、公役負せじ」てへり。		
工业地	766		  神託きたまはく。「新羅国の訴に依つて、	225	
天平神	766			235	
護 2・1・			大唐国は一千艘の船に軍兵等を乗せて、日		
12			本国に遣して、責め罰すべき由、宣旨あり。		
			<b>仍ち神吾、大唐に渡つて、八箇年の間、疫</b>		
			の気を発す。然而、宣旨を下してより以後、		
			件の疫の気来り留る。明年に件の軍、来着		
			すべきなり。これに因つて、大隅と薩摩の	*238,	〈嶋造
			両国の間に、嶋を造つて、軍来り着く日に、	*457-	$\vec{\Box}$ $\rangle$
			西北の風を吹かしめて、我が城に狩り入れ	8	
			て、悉く以て滅亡せしめんものぞ。即ち一		
			日一夜に、城の嶋を建立する間、多く生類		
			を滅亡せり。然る間、毎年放生会を勤行し		
	I		こ		

			て、彼の含霊を覚岸に至らしめん」てへり。		
天平神 護2·6· 22	766		託宣したまはく。「此年の間、朝廷に嫌ひひとは、 お話人等の霊、大小の患、競ひ発った。 然がないのとなるを好な解除して守りをした。 放生すべ心も怨霊等の為に、放生すが心も怨った。 がいるというには、では、の悪鬼を率している。 がは、おなとという。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、ないののでは、は、では、は、では、ないののでは、は、では、は、では、ないのでは、は、できない。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		
天平神 護2·10· 8	766		託宣したまはく。「袮冝社女がしわざの穢に依つて、神吾、宮を出離して、大空に雲隠れして在しかども、天の御子を取奉るとて、逆人仲麻呂等、陰謀を発して有りしがば、神吾、本誓に依つて還り坐して、天朝の御命を守り助け奉れり。今も又吾が御子達を引率して、日々に守護し奉らん」てへり。	236 *323	
天平神 護2·11· 9	766	・女袮宜社女配所から 召し還される。11・8社 女偽の託宣「田麻呂を 哀むべし」。	七歳の童子、地上七尺に登つて託宣す。「今より以後、託宣を用ふべからず。社女は我が峯を穢して、偽の託宣を成すが故に、十五年、此に住むべからず。大尾に移るべし。今より以後、七歳の童子、地上七尺に登り坐して、云ふ事を用ふべし」てへり。	*345, *461	
天平神 護2·12· 11	766		託宣したまはく。「神吾は、一切の物の中には、朝廷の御命のみぞ、甚し惜しき。君に奉仕する事、更に他の心無し。御体を守護し奉る事、影の如し」てへり。	237	
天平神 護2·12	766		託宣したまはく。「昔は第十六代誉田天皇、 今は五畿七道を鎮護の宗廟なり。設ひ銅の 炎を以て、席と為すと雖も、心の穢き人の 施を受くべからず。我が栖む所は、天子の 殿にして、正直の人の頂なり」てへり。	*257, *266	
天平神 護2·12· 11	766		ーに云く。託宣したまはく。「開別天皇(天智天皇)御宇には、新羅国の僧道行、 国家を巨害せんとの心を以て来着せし時 に、大菩薩は誓に依つて、海にいらしむる 事、已に畢んぬ」てへり。	*457	「一云」 「私云」 あり。
神護景雲1	767		託宣したまはく。「神吾は、掛けまくも畏しき、息長足姫尊の皇子、 <b>品太の天皇の御</b> 霊ぞ。故に吾諸天神地祇を率ゐて、凶逆を	*458	

		掃ひ除き、朝廷を守護し奉る事ぞ。天下に		
		宣示して、神道の正しく、君の位の犯し難		
		きを知らしめ、又邪悪の人等にも語らしめ、		
		皇業を永く固く、国家を平げ、寧く在らし		
		  めんとして、一切の経・仏を写し造り奉り、		
		最勝王経一万巻を読み奉り、一百万口を放		
		生せしめんと、誓願せり  てへり。	238	
神護景	767	  託宣したまはく。「大唐・新羅国の軍を、	*235.	「私云」
雲1・11・	, 0 ,	滅亡せんが為に、天衆・地祇・海神・水神	*457-	あり。
24		・山神等を召集して、忽に海中に嶋を造り	8	0,7 ,
24		給ふ。軍の来らん時には、西北の風を吹か	8	
		しめて、吾が城の内に入れしめて、滅亡せ		
		ん」てへり。		
		私に云く。此の嶋は、霊行の往年に造り給		
		ふ所にして、今御託宣有るのみ。		

## カ 巻八 大尾社の部 上 (pp. 254~269)

和曆	西曆	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
天平神 護2~神 護景雲1	766~ 767	宇佐公池守、託宣・官符等により大尾山頂に社殿造営、神体を遷座させる。	託宣	254	〈大尾社 遷座〉
神護景雲2	768	●太政官符発令、船の 奉献を命ず。	託宣したまはく。「大隅国の海中に造る嶋に、幸行為んと坐に、船を願ひ欲ふ」てへり。		〈島造立〉
神護景 雲2・4 ・4	768	○中臣朝臣以守、幣帛を奉献。 ●袮宜辛嶋勝与曽女を従六位上とす。 ◎このころ大隅海中に嶋を造立、鹿児島と 号す。	神託宣したまはく。「船亦一艘足らざるなり。二艘有るべし」てへり。	255 *235, *257, *310, *457-	
神護景 雲3・7 ・11	769	○近衛将監兼美濃大 據従五位下和気清麻 呂、称徳天皇の勅使と して宇佐参宮、宝物を 貢進し宣命を述べん とす。	御大神託宣したまはく。「神吾、貢進の宝物は、朝家の御志なり。請け納むべし。汝が宣命をば、吾、聞くべからず。祝の為に識り畢ぬ」てへり。		《 道 覚 説 後 説 り 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
神護景 雲3・7	769		満月の輪の如く、出で御す。和光宮の中に 満つ。顕現れたる御体は、即ち <b>止んご</b>	*286	宜阿曽麻 呂、道鏡

・11 神護景 雲3・7 ・11	769	明。与曽売、抗弁し神 に示現を請う。 ◎時に御宝殿の動揺 すること、一時計りな り。御殿の上に、紫雲 忽に聳き出でたり。	又宣く。「彼の位と謂ふは、妙覚朗然の位に相諧ふ。弥陀の変化の御身なり。汝託宣を用ふべし。又吾誓願を発して、形を三身の神体に顕して、慥に善悪の道を裁るなり。 法体と俗体と女体、是れなり。今汝が宣命	256	天託し清勅で宮の奏和呂と佐か 麻使宇ン
神護景 雲3·7 ·11	769		を受けじ。此の旨を以て、奏聞せしむべきなり。定て汝科怠に処かれんか。然りと雖も、神吾、吉く相助くべきなり、自余の等は、祢冝の託宣を受くべし」てへり。  時に大御神の御形は、一所にして御坐すと雖も、紫雲聳ゆること三箇度にして、各御殿に入らしめたまふ。	*115	
神護景 雲3・7 ・11	769		七月十一日巳時、 <b>祢冝従六位上辛嶋勝与曽売</b> に託宣したまふ。 「一。 <u>大神吾は、不正の物は受けず。此の</u> 物の意、穢く有るが故に、返し弃つべし。」	257 *237, *266	八託以記い言てれを示括大奏『に"と書部線。「神記奏お真しさ分で鉤」
		天雲の中に、上り隠れ なんとは思ひしかど も、我天御子を護り奉 るとこそ。	「一。吾、天雲の中に、登り隠れなんとは 思へども、国家を輒く弃て奉るべからず。 一世の帝のみ有るべき天下には非ず。世は 替れども、神は替らず。故に吾無道の衆生 を導かんが為に、本猛き志を起して、垂迹 し給ふぞ。兵を用ふるは何ぞや。神の矢東 に流れて、神の皷地を振はん。」 「一。海の中に、嶋を作る故は、神祇の威 勢を示して、無道の衆生を導き、及び他国 より発り来たるべき賊を、返し鎮んが為に	*316- 7, *411 *235, *254- 5, *310,	はトる諫 てれはに (注照) はいる さい と 書 部 況 すい 115 に 30 参

Ι.	T.,,	1	
奉る。	<u>営む所ぞ。是の神を、宜く早く呈し祀るべ</u>	*457-	
	し。神祇も悉く率ゐ作す。」	9	
而を今度のみなり、心	「一。嗟、今度のみなり。使の面を相見ん。		
安し。	君臣の道に合むとして、命を殺さるべし。		
φ <i>C</i> 。	汝使よりは、吾は甚痛苦し。日々に血の涙		
	を胸に流して、啼き哀しむのみ。	258	
御賜物は請らる。	「一。吾物を受けず。強れば、甚穢く苦し。」		
下津よみなとも。	「一。黄泉の使も、堺に向つて有り。」		
, , , , , , , ,	0 2000 000 000 000		
	ファン 共自の供す 川本され合はない		「一云」
	一に云く。黄泉の使も、出で立ち向はむと		
	す。堤を構へて、来り向はしむべからず。		
一。三宝諸天も、皆悉	「一。三宝諸天も、皆悉く厭ひ背くにて有		
く歓喜す。あなよろこ	す。あなかなし。あなくやし。」		
ぼし。あなうれし。			
20 27 65 7 40 00			
△ 挂 1	「一、堪に御人た歩れ来でいた十は、五半		
	「一。僅に御命を救ひ奉るべき方は、吾が		
	衣を、御手を以て、専ら縫ひ備へて、請む		
裏・御髪結・御足結緒	と申せ。衣を縫ふ間は、甚だ堅く物忌して、		
等、専ら吾が天子の御	御殿の内に、僧等を侍はしむべからずと申		
手を以て、縫ひ備へて	世。」		
請けたまはらむ。			
五人の然も傾けて、人	  「一に云く。神吾、今女帝の御寿を守り救		「一云」
	ひ奉るべき方法は、吾が衣を、御手を以て、		
	専ら縫ひ備へて給はらむを、請け納めむと		
御髪結・御足結緒等な	<u>申せ。</u> 」		
り。専ら吾が天子の御			
手を以て、縫ひ備へ給			
はらむを、請くとぞ。			
吾が衣を裁ち縫ふ間、		259	
僧尼等を侍らしむべ		237	
からず。汝等知るや。			
僧尼は不浄の衣を着			
る器にて有るとは、是			
れ他に非ず。吾神道と			
顕れて、浄と不浄の差			
別を為す。故に教へて			
成すなり。吾不浄の者			
と無道の者を見れば、			
吾が心倦く成つて、相			
を見ざるなり。喩へば			
針を目に刺すこと有			
るとも、神の誓願を			
ば、相違すべからず。			
無道不信の者をば、掃			
き退くること、年月を			
廻さざるなり。当に知			

	<u>,                                      </u>		
るべし、死ぬる恥よりは、生ける恥のごときは無し。身の疵よりは、名の疵のごときは無してへり。		*259 (後 出箇 所)	
金の鏡を手に以てあるがごとく、今天の日継を、人申さむと為す。此を聞しめし行ふこと莫れ。大石は動くとも、御意な動き賜ひそ。	「一。当に金の鏡をば、手にもてりと思つて有とも、臣民をば継しめず。」	*285	
	「一。 <u>君吾が衣を縫ひたまふに依つて、此</u> の無道の僧を弃て退きては、御意に厭ひ倦 んで、久しくは相見ず。然ども難く聞食し 有すならくのみ。」		
	「一。 <u>穢しき心を以てる、無道の僧を掃ひ</u> 退けて、天下に表し示さむ事、年は廻らさ じ。当に知るべし。死ぬる恥よりは、生け る恥のごときは無し。身の疵よりは、名の 疵のごときは無し。」	*259 (前 出箇 所)	
下津よみなと。	「一。直き諫を聞食さずあるべきに依つて、御命短かかるべし。秋の穂も重からず。」		
	一に云く。神吾が直き諫を信ぜざる者は、 命に危有るなり。吾を信ぜず、吾を重んぜ ざる者は、己が命の長く短きを知らざるが 如くなり。世の人皆、末代に及ぶまで、吾 が教を信ずべきなり。吾が教を信ずる者は、 二世の願、違ふ事無きなり。	260	「一荒」
天雲本の壁立ち、天の 石戸の開く限りの神 等を、神集ひに集め て、神論じに論ぜん。	「一。神祇は、早く悉く背きにき。天地雲水、種々の物に付いて、恠を表すれども、 都で悟る事無し。」		
今年と来年の間は、静 に御座すべし。	「一。年も廻らさず、皆改め替るなり。」		
天の日継は、御身の中より、日の足継ぎ給はむものぞ。	「一。天の日継は、必ず帝氏を継が使めむ。」		
大神吾は、吾が天御子 の血に御座しし時よ りしまき奉て、護り奉 ればこそ。	「一。帝と御在すべき皇子をば、朱き血より諸天も護り、神祇も護るものぞ。」	*264, *287, *293	

 			1
	一に云く。神吾、天の日継は、必ず朝の帝 氏を継がしめ奉らむとぞ。朝天は日の光 如く、広く永く有らしめ奉らんとぞ。神吾、 帝と御坐すべき皇子をば、朱子より、諸天 神祇共にして、護り奉るなり。 神吾、国家並に一切の衆生を、利益するの 意深きに依つて、虵心を発すなりかして、 変じ発する故は、衆生の心をとらかして、 戒の道に入らしめて、更に悪を行はしめず して、引導せむとなり。已上、一の本文なり。	261	「一云」
	「一。意穢しく、己が分を知らず。愚癡に 巧み謀りて、夏の虫の火に入るがごとく、 食欲に惑ふて、競ひ走らむ衆生をば、諸天 も厭ひ悪むらん。神祇も厭ひ悪みて、払い 退くものぞ。此を以て、後の代に吾が言を 信じて、旗を振つて、正道を崇めむ。」		
	一に云く。神吾が誓願の中に、猶々直く末 を事等有り。意穢く己が分を知るがず、 養庭に巧み謀りて、夏の虫の火に入るららずががず、 変をも施さず。悪を好む衆生をば、のまるがで、 を悲をも施さず。悪を好む衆生をが、 をまを好むといるがで、 をいまみ、神祇も)世の衆生、吾が教きないで、 成で、成す事無れ。 で、がきれる。 で、がきれる。 で、がきないまします。 で、がきないまします。 で、がきないまします。 で、がいるのででは、 で、がいるのででは、 で、がいるのででは、 で、の心をいまします。 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で		「一云」
意ばへのさかりに安 けく御座さむ物ぞと、 申し給へ。七月十五日	「一。然れども、直き諫に随つて、改め誠めて、正道を崇め守らば、一、二年の間に、 国家安寧にして、御命も八十年も有らしめんとぞ。然れども、直き諫に随ひ給ひまじ くあらくのみ。」		
	一に云く。神吾、正道を崇め行はんと思ふは、国家安寧の故なり。御寿命は八十歳有らしめ奉るとぞ。此の直き諫を、慥に達せしめば、天朝は安穏に御座さむ物ぞと。七月十五日に返事申すべしと申ししは、此の事を申し達せんとぞ。	262	「一云」
	一。又我に心に懸けて祈り請ふ事は、未来 に及ぶまで、頌む文に随ふべし。諸の悪を 造らず、善を修め常に行なはば、自ら身と		『奏記』 の真言・ 諷諫ここ

					,
			意を浄め、神我、教へん。文なり。	<b></b>	まで
神護景 雲3・7 ・28	769	【清麻呂の上奏書】 清麻呂、託宣に関し書 を上奏。			
年号なし			一。先度の大神の託宣に依つて、奏文二紙を作る。時に奏文二紙を作る意は、大神託宣したまはく。「此の申し上げ事は、西方に聞かしむる事を得ざれ」と、宣ふに依つてなり。	263 *283- 4	
年号なし			一。先の度法均の宣を被るに云く。勅を奉るに偁く。「朕( <b>称徳天皇</b> )、昨夜に夢みらく。 <b>大神の使</b> 言ひて曰く。「法均大尼を請ふて、奏すべき事有り」。即ち夢の裏に慮ばかる。此は天の日継の事ならん。宜く代つて清麻呂を遣して、当に天の日継に当てむと申し上げ賜はん」てへり。	*264, *284, *286	
年号なし			一。後の度、 <b>大神</b> 託宣したまはく。「宮は 同じくとも、御殿は殊に為るべしと申せ」。	*285	
年号なし			又宣く。「今年と来年は、静に御座も坐せ。 御殿は殊に為るべしと申せ。又僧等は、常 に近く侍はしむべからずと申せ。此の申し 上ぐる事は、人に聞かしむを得ず。甚だ重 く誓はしめき。文にも注すこと莫れ。直に 言ふにて、法均をして申さしめ賜よ」と宣 ひ畢りき。		
			先後に二度 <b>大神</b> の託宣に、「西の御座所に 奏する事を聞かしむらまく欲せず」と云へ り。	*284	
			西に准ふれば、僧道鏡が名なりてへり。	264	
神護景 雲3·7	769		御歌に、「西の海 立つ白波の上にして なにすこすらん かりの此の世を」		
神護景 雲3・9	769	【類聚国史・第九】	大宰主神習宜阿曽麻呂、希有に道鏡に媚び 事ふ。因つて八幡の教を矯つて言く。「道 鏡を皇位に即かしめば、天下太平ならん」 と。		〈道鏡天 位の ら い ら い い の い る に の い る に の い る に の い る に の い る で の る た の た の た の た の た の た の た の た の と の と の
神護景雲3	769		天皇(称徳天皇)、清麻呂を床の下に召し、 勅して曰く。「昨の夢に、八幡神の使来つ て云く。「大神事を奏せしめんが為に、尼	*284,	- ,

			法均を請ひたまふ」と。宜く汝清麻呂、相 代つて往きて彼の神の命を聴くべし」と。		
神護景雲3	769	宇佐参宮。 ●清麻呂帰朝、神託を	り以来、君臣定れり。臣を以て君と為ること、未だ之れ有らざるなり。天の日嗣には、 必ず皇緒を立つ。無道の人は、宜く早く払	*260, *287, *293	「清麻呂 罪科の宣 命」(神 護景雲3 ・9・24)
		【和気宿祢清麻呂の 伝】			
神護景雲3	769		託宣したまはく。「銅炎を床坐と為すとも、 邪幣をば受けじ。此より以後、汚穢不浄を 嫌はず、諂曲不実の者を嫌ふなり」てへり。	*237,	
神護景雲3	769		一に云く。称徳天皇の御宇、道鏡禅師に位 を譲らるべき由、知恵、神託宣し、大神託宣し、大神託宣し、大神託宣したまはく。「夫れ神に大小好悪の不同有り。 善神は淫祀を悪み、食神は邪幣を受く。が為に、善神は淫祀隆し、国家を扶け済勝王経をが為に、国を経及び仏を写し造り、最勝王経逆を加調的。一の伽藍を建てて、とを関いた、違失有ることを莫れ」で、は、の言を承つて、は、り)。	*267 267 *315	「一云」
年号なし		【政事要略】【貞観格】	「夫れ大小好悪の不同有り。 善神は淫祀を 悪み、貪神は邪幣を受く」と。	*266	「私云」あり。
天平神 護3·7	769	【勝尾寺縁起】	神宣く。得道し来る文の由来の事。		〈八幡に よる偈 「得道来
和銅1・1・15	708	摂津権守藤原致房の 妻、前年蒙った霊夢に より二子を出産。二 子、長じて出家、善仲 ・善算と称す。のち勝 尾山に隠遁、金字大般 若経書写を発願。		268	不動法性 …」の由 来〉
天平神 護1·2 ·15	765	勝尾山に隠遁した光 仁天皇皇子、善仲・善 算を師として出家、開 成と称す。二師、開成 に紺紙を託す。			

神護景	768~	善仲・善算、相次いで			
雲2~3	769	没。			
神護景	769	○開成、二師の宿願を	容儀美麗の衣冠の人来つて、告げて言く。		
雲3		遂げるべく天道に祈	「経を写すを助成せむが為、金丸を奉加せ		
		請し、金泥を請う。	むと欲ふ」。右手に青き錦に裹む物を持つ。	269	
神護景	769	○開成、現れた衣冠の	即ち偈を以て答へて宣はく。「得道より来、	*148,	
雲3		人に誰かと問う。	法性を動かさず。八正道を示し、権迹を垂	*363	
		●開成、金丸を得る。	る。皆苦の衆生を解脱するを得、故に <b>八幡</b>		
			大菩薩と号く」。頌む後に、夢に念へらく。		
			「八正道より迹を垂る。故に八幡と申す」		
			₹ .		
神護景	769	○開成、重ねて祈請	夢に非ず、覚に非ず、天婆夜叉の如き者、		
雲3		し、硯の水を請う。	北方より飛び来つて曰く。「大菩薩の儼詔		
			を蒙むり、写経の奉為に、白鷺池の水を汲		
			みて、持ち来らしむなり」と云々。		
** *** E					
神護景	769		答へて曰く。「信州に崇き居る諏方の南宮		
雲3		叉の如き者に誰かと	なり」と云々。 		
		問う。●開成、水を得			
		る。			
字角(7	775	<b>明</b> よ			
宝亀6・7	//5	開成、金字大般若経の			
• 13		書写完了。			

# 神 巻九 大尾山社の部 中 (pp. 283~295)

和曆	西暦	状况	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
神護景	770	大隅配流中の和気清		283	〈道鏡の
雲4・3		麻呂、「大神託宣した			皇位覬覦
• 13		まふ諷諫の真言」を抄			事件〉(巻
		出、娘の尼法海房に託			八より続
		す。			< )
		【和気清麻呂の状】	清麻呂再び使を宇佐大神宮にたてまつり、		
		●清麻呂復命、「真言」	国家の大事を大神に請問したてまつる処		
		を陳ず。奏文二通を作	に、西の命と合はず。其れ大神と西の		「西の
		成、詳記を天皇、略記	方と和せざること、唯に今のみに非ざる事、		命」;大
		を西方に献ず。	先の奏に明かなり。又先に阿曽麻呂が	284	宰主神習
			清麻呂に語つて曰く。「大神和せざること		宜阿曽麻
			は、先より然なり」てへり。		呂の伝え
					る神教
神護景	769	天皇( <b>称徳天皇</b> )夢告	昨夜の御夢に、 <b>大神の使</b> 有り。言して曰く。	*263-	(p. 283
雲3		を蒙り、勅使清麻呂を	「法均大尼を請はむと欲ふ。奏すべき事有	4,	注五)、
		宇佐に遣わす。	り」てへり。是の時思ひたまはく。「此れ	*286	道鏡天位
			必ず天位の事ならん。今清麻呂を差して、		の託宣。
			法均の替りと為て、潔斎敬慎せしめて、神		

			宮に参向せしめん」と。		
神護景雲3	769		時に <b>大神、祝韓嶋勝与曽咩</b> に託きて、清麻 呂を誡めて宣く。「吾が言を、西に聞かし むるなかれ」てへり。	*262- 4	
神護景雲3	769		此の奏文の中に、大事二条有り。又文の外に、小事一条有り。大事の二は、一には「濁れる意ある人を扞ぎ退け」、二には「天の日継の人は、将に鏡を握れるが如くせよ。願正しくして、必ず放にすること莫れ」。 小事一とは、「宮は同じと雖も、殿は須く 異にすべし」と。	285 *259 *263	
年号なし			又配流の処の獄の辺りの民等語つて曰く。 大神託きて曰く。「吾実に此の大隅国に遷 り来れり。故に早く顕れんと欲ふ」てへり。	*309	
年号なし		同上。	又曰く。「海中に嶋を造り、神等未だ顕る 所を得ず。故に早く見れんと欲ふ」てへり。	*254- 5, *257, *310, *457- 9	
		【清麻呂薨伝(日本後 紀・巻八延暦18(799) 年2月21日条収)】【清 麻呂伝】			典拠はp. 285注七 による。 〈清麻呂
天平神 護3	769		大宰の主神習宜阿蘇麻呂、道鏡に媚び事へ、 八幡神の教を矯つて言く。「道鏡を天位に 即かしめば、天下大平ならん」と。	286	伝〉
			天皇(称徳天皇)清麻呂を床下に召して曰 く。「夢に人有つて来る。八幡神の使と云 ひ、事を奏する為に、尼法均を請ふ。朕答 へて曰く。「法均は軟弱にして、路に堪へ 難し。其の代りに清麻呂を遣す」。汝宜し く参つて神の教を聴け」と。	*263- 4, *284	
天平神護3	769	●清麻呂、にわかに信 じ得ず、さらに祈念。	(清麻呂) 往きて神宮に詣るに、 <b>神</b> 託宣したまはく云々。		
天平神護3	769	清麻呂を改名させ大	神即ち忽然として形を現したまふ。其の長三丈許りなり。相満月の如し。是にたまなり。相満月の如し。是にたまなり。市るには、「我が国家の道策を懐き、道策の分定まれり。而るに道鏡逆を懐き、道策をして、「其の祈を聴しめされず。汝帰つずといる。」とのれる。後に、其の怨を懼るることのれ。	*255 287 *260, *264, *293	

			五八平和汶际工工		
			吾必ず相済はん」と。		
天平神護3	769	●翌年光仁天皇践祚。 清麻呂・法均召還。	道鏡又追つて、将に清麻呂を道に殺さむとす。 雷雨晦暝して、未だ即ち刑を行はざるに、俄にして勅使来つて、僅に免るることを得。		
年号なし		<ul><li>○清麻呂、足痿えて宇 佐参宮。</li></ul>	豊前国宇佐郡 = (木偏+若:しもと)田村に至るに及び、野に <b>猪三百許</b> 有り、路を夾むで列り、徐く歩み進む。駆ること十許里すれば、走りて山中に入りぬ。社を拝する日、始めて起ち歩くことを得たり。	288	
年号なし			神託宣したまふて、神封の綿八万余屯を賜ふ。即ち宮司以下国中の百姓に頒ち給ふ。	*315, *317	
			まあいますでは、	*260, *264,	和呂為佐るか気勅り宮事る清使、にを絵味と宇参書詞
		筋を切られ伊予配流。 悲歎涕泣して祈念。 ●称徳天皇、ほどなく 没。道鏡、下野配流と なり、ほどなく没。清 麻呂召還。以後、天皇	にはかに託宣したまはく。「清麻呂はあやまちたる事もなし。よこさまにぬす人のためにつみせられたるなり。すみやかにこれよりむかへにつかはせ」と仰せられければ、宇佐宮より人きてむかへてなむゐてまゐりける。よろこびてまゐらんとて立ちければ、よほろもとのごとくつかれにけり。宮にまゐりつきたりければ、「いま事どもなほりなむ」と仰せたまひければ、みやになむさぶらひける。	294 *287- 8	よほろ; 膝裏の凹 んだ部分

## 通 巻十 大尾社の部 下 (pp. 307~324)

		大尾在の部 ト(pp. 3	01~324)		
和曆	西曆	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
宝亀2	771	〇和気清麻呂、豊前守 着任。	此の時、 <b>大神</b> 託きたまはく。「大神朝臣田 麻呂を以て、吾が宮司に宛てよ」てへり。	307 *315	〈清麻呂 豊前守着 任〉
宝亀4·1 ·2	773		頃年の間、八幡大神の袮冝・宮司等、辞を神託に寄せ、屢妖言有り。止に国家を 擾乱するのみに非ず、兼ねて朝廷を詐偽す ること有り。望み請ふらくは、上件の 官人・国司判官已上、倶に神宮に向ひて、 明に実否を定められんことを。		〈宇佐宮 神職団の 粛清〉
宝亀4·1 ·9	773	【大宰府の符】 大宰府、上記清麻呂の 申請を許可。		308	
宝亀4・1	773		一。 <b>祢冝辛嶋勝与曽売</b> が託宣する所は、大	309	
• 15		<ul><li></li></ul>	が託宣は、既に偽虚なりてへり。 一。前の日記を案ふに、託宣の状に侮く。	*285 310	
			一。又曰く。「日向・大隅国の海の中に、嶋を作るは、大神吾立て作るに不ず。他の神の作る所なり。此の神を見はし祀れざるに依つて、国家の為に屢禍恠を起す。冝しく早く顕はし祠るべし」てへり。実か不か。推して云く。他の神嶋を作るてへり。	*235, *254- 5, *257, *285, *457- 9	
宝亀4·1 ·18	773	【宇佐公池守の解】 宇佐公池守、袮冝辛嶋 勝与曽女の偽託宣に ついて自らの関知し ない旨を訴える。			
宝亀4·1 ·19	773	【豊前国目の解】 豊前国目河原連渡津、 託宣を求めて得られ ないことについて祢 冝辛嶋勝与曽売を責		311	

宝亀4·1 ·19	773	問。与曽売、 過日の 記を以て応答。 【豊前国の解】 清麻・宮司の解】 清麻・宮司宇佐、神明 神門・大宮神子・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		312
宝亀4·2 ·7	773		即ち <b>大神、祢冝与曽女</b> に託けて宣く。「清麻呂、我忠の功を誉めて、綿一千屯を給ふ。 又前後の諸国司に、節級で綿を給ふ」てへり。	313 *288, *315, *317
宝亀4·2 ·7	773	与曽売・宮司宇佐公池 守等について「能から	即ち託宣したまは、るこのと、清麻田のと、「大神吾がな事論するこのをは、、清麻田ので、、は、清麻田ので、、大神田ので、、大神田ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮ので、、大神宮のは、、大神宮のは、、大神宮のは、、大神宮のは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	314
宝亀4・2・9	773		八幡大神託宣をというでは、 一。今月九百正六十年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	
			一。「神吾が辞を以て、朝廷に申し上げた る事を誤らずして、正しく朝廷に奏せよ。	

宝亀4·2 · 25	辛嶋勝与曽売に託宣。	宇佐公池守等を給はんと申し給へ」。 大神の託宣を上つる事。 今月廿五日を以て、国守・史生以上、 郡司・軍及び百姓等を率し、春大祭奉仕の	*288, *317 *266- 7, *288	
宝亀4・2 773		時間である。 これは 一条	*318-	一 以 以

<ul> <li>◎此の御歌は、大神田麻呂に向つて宣はれて云ふ。御使は宇佐公池守なり。</li> <li>宝亀4 773 綿三千屯、稲一万五千東を下賜。</li> <li>本のみよの さかきばに 一さが我 (利力)なり ささげてまつる」</li> </ul>	
池守なり。	
宝亀4 773 綿三千屯、稲一万五千 東を下賜。 ー品広幡八幡神の給へる綿三千屯、稲一万 *288, 五千束なり。唯、綿は国司の破壊の寺多し。 修理の分の施有り。又稲は国内の今間 の百姓飢ゑたり。此に依つて皆賑ひ給ひ已	
東を下賜。 五千束なり。唯、綿は国司の破壊の寺多し。 修理の分の施有り。又稲は国内の今間 の百姓飢ゑたり。此に依つて皆賑ひ給ひ已	
修理の分の施有り。又稲は国内の今間 の百姓飢ゑたり。此に依つて皆賑ひ給ひ已	
宝亀4・2 773 ●清麻呂、大神朝臣田 又二月廿五日を以て、大神託宣したまはく。	
・25 麻呂・宇佐公池守を遣 「大神吾が封を、中分けて給らん」てへり。 *316 わし辞退。	
宝亀4・3 773 清麻呂、八幡神の下賜 一品広幡八幡神、宝亀四年二月廿五日を以 318	
・6 した大刀を返上。 て、春大祭に身を護らんと給ふ所の状に、 *316 右、清麻呂、愚頑にして神道に合ひ難し。	
是を以て、件の御大刀は私に穢はしき所に、 久く安置し難し。仍て国使史生子部宿袮乙	
安・左舎人石生別公岡田等の二人に附けて、 返し上ること件の如し。	
【八幡大神宮司の解】	
宝亀4・3   773   大神託宣を申す事。   大神祢宜辛嶋勝与曽売に託宣したま	
ふ。「神と云ふ物は、念には意はかへさぬ 物ぞとし、此のみはかしは、浄き吾が忌殿 *316	
に治め置きて、御使を待つと申せ。又吾が *319	
前の事も、我はかへさじ。神吾が意は知らず。我漸々に参上坐すと申せ。然れども御	
船に乗り坐さむ吉日とて申せ。又国守に申さん事は、神我は必ず御使を待つと申せ」。	
【八幡大宮司の解】	
宝亀4・3     773     大神託宣を申す事。       ・13     今月十三日を以て、大神、祢冝辛嶋勝与曽	
売に託宣したまふ。「国守清麻呂の議、照 る鏡の浄きが如く、神吾も倶に念ひたる御	
意は、我も知りたり。よし守大夫、朝廷に 319 参上し坐して、聖朝を守り奉り、及び国家	
の守と為て、救ひ助け坐さん者ぞ。去し十 *314 二月中旬を以て、十ヶ日の間、百五十余僧	
を請じ奉り、仁王般若経を講じ奉る状を申 せば、神我が如くは、朝廷に立て副ひて守	
り助けて、官位もいや高に、いや広に守り	
上る物ぞと申せ。但し、朝廷の返事の官符を、速に給はり下せ。此の官符は、専ら大	
夫参上して、子細の状を申し給ふて給はり 下せ。但し春の大祭の日に、神吾がいひ出 *316	

			てし事は、我は返さず、我は必ず果さん物		
		【八幡大神宮司の解】	でと申せ。但し今の人、はなし、人、自然とした。のからと、のからと、のからと、のからと、でのからに、で、のからと、のからと、のからと、のからと、のからと、のからと、のからに、のからに、のからに、のからに、のからに、のからに、のからに、のからに	*318	
宝亀4・3	773	託宣により、大少宮司	大神の託宣を申す事。		〈大少宮
• 14		に任じられるべき氏 を定む。	「右、我が社の始の祝大神朝臣比岐、次に は宇佐公池守、辛嶋勝三氏各らうがはしく、 吾も我もと思ひて、宮司に競望を成す事有		司門地の決定〉
			紀朝臣馬養・掾山田連韓国・目河原連渡津等が、義とする所を承るに、吾が社の氏人、末代に及ぶまでに、乱有らしめず、大神朝臣比岐の子孫を以て、永く大宮司の門ととの氏を以て、少宮司の氏を以て、少宮司の氏を以て、少宮司の氏を以て、少宮司の氏を以て、少宮司の氏を以て、少宮司の氏を以て、の門と為すなり。辛嶋乙目の氏を以て、袮冝・祝の門と為せ。但し、池守は当時宮司に有り。然りと雖も、任畢りての後は、永く指し競ふことのれ。守和気宿祢は任を去る	320	
			の後、入京の日、天庁に就いて、事を奏し 知らしめよ。次々に上達部に申して、奉 を経と雖も、上下の乱なく、任ぜしめ奉れ。 若し吾が社の氏人・宮司等、歎愁有らば、 自然に国土に、種々の災禍起る物ぞ。吾は 又社を去つて、虚空に住なんが故に、更に 発すべきなり。凡そ同じ姓と雖も、更に口に を交へしむること勿れ。いはゆる同じ口 を交へしむることのれ。のむかた有り。 の矢も、白羽・黒羽有る物なり」てへり。	*323	
宝亀8·7 · 29	777	【符】 上記託宣に従い、以後 大神朝臣を大宮司、宇 佐公を少宮司の門地 とすべく定む。		321	
寛平7	895	【宣】 宝亀4 (773) 年託宣及 び同 (777) 年符に従 い、大神・宇佐二氏正 胤の大少宮司任命を			

		定例とすべく命ず。			
宝亀8·5 · 18	777		託宣したまはく。「明日辰時を以て、沙門と成つて、三帰五戒を受くべし。自今以後は、殺生を禁断して、生を放つべし。但し国家の為に、巨害有るの徒出で来らん時は、此の限りに有るべからず。疑念無かるべし」。	322 *400, *459	《八幡出 家》
年号なし			一に云く。「新羅の賊徒数万を殺し給ふに、本朝を能く捍いで、隼人等の賊を殺害し給ひしは、凡そ朝廷の為めなり。凶悪の徒を神罸し給ふて、朝廷を扶け守り奉り給ふ事、皆誓願に依る。種々の誓言更に疑念無し。時尅を廻らさず、消除せしめ奉り給ふ。若		「一云」
			し世の末に及んで、公私の人、神慮に叶は ずとも、彼の社売等がしわざ不信の時は、 大虚に雲隠るべかりしかども、逆人仲麻呂 の霊の天朝の御寿を奪はんとせし時に、誓 願に依り、還り望んで、彼の難も、掃き退 け給へり。自今以後も、此の如き御悩、在 らしめ奉らずして、玉躰動くこと無く、守 護し奉り給ふと申し給はく」と申す。	*236, *320	
			ーに云く。「本誓に任せて、帝皇を守護し 奉る。国土平安に持ち給へ」てへり。		「一云」
宝亀8	777		今(法蓮和尚を)請じ奉り、師と為し、御出家受戒し、等正覚を成ず。御出家峯有り、霊鬘・玉冠・御髪剃り筥等は、面々に石と成り、一々尚新なり。此の峯よりは坤の方十四五町の下に、山中に正覚の座有り。同く石と成つて在るなり。	1	
延喜19	919	御許山に伽藍建立(のちの正覚寺)。	行秀聖人、神慮に依つて奏聞を経る時、豊前国司惟房、勅使と為り、伽藍を建立せらる。今の正覚寺是れなり。彼の聖人は、直人に非ざるなり。加賀国白山権現の御霊神、天童と示れ、御許山に飛び来る時、此の聖人眼前に其の影像を写し留め奉り畢ぬ。	*402	人正覚寺 開創〉
宝亀9	778		託宣したまはく。「我、多く隼人を殺しつ。 罪障山岳の如し。露霜に打たれき。今出家 受戒せしめて、衆罪霜露の如し。又等正覚 を成じ、覚岸に致らしめん」てへり。	*402, *460 324	〈隼人救済〉
宝亀10	779	の遷座を命ず。 ●太政官符発令、大宰	大御神、祢冝与曽売に託けて宣く。「吾前 に坐する此の菱形宮にしては、神の名始て 顕れ、位封転高きなり。是を以て、願はく ば此の旧き宮に住みましまして、身に冑鎧		〈菱形宮遷座〉

			を着て、朝廷及び国家を守護し奉らん」て へり。	
			ーに云く。 <b>祢冝与曽売</b> に託宣したまはく。 「旧き菱形宮に住み、朝を守る」てへり。	「一云」
延暦1	782	菱形宮に神体遷座。		

#### 大 巻十一 又小椋山社の部 上 (pp. 340~351)

人 安丁		又小你山在の部 上	(pp. 040'-001)		
和曆	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
宝亀10 ~天応1 延暦1	779~ 781	託宣・官符により小椋 山旧宮(菱形宮)改造。 大尾社より神体遷座。	託宣	340	〈小椋山 旧宮改造 ・遷座〉
延暦 2·5 · 4	783		託宣したます。 号薩隆と称のせい。 「吾をとののでするとのでするとのでするとのですると、 「吾をとののでするとのでする。 ののでは無量をある。 は無生をりる。 自れない。 「本本ののでは、 は、 は	*164 *323 *412	(護国) (護国) (護国) (選国) (選回) (運回)
延暦6	787		「鐘を槌(撞)きて諸僧入堂の時は、堂の後門に地に跪き候し、入堂の後は、仏前の露地に座具を敷て、三箇夜の間は、天帝を祈り護り奉らん」てへり。  私に云く。尊神は十二月晦の夜を以て、祈り寺に移し、修正の間は、天朝のでをがいて、新り本のに、天平勝宝の霊託に仰せしむる処、今度鐘を槌(撞)くべきの由、事相を示し給ふ間、諸官御共に、毎夜神輿を催し、衆僧修正し、暁天に還御有り。		〈修正会 の入堂〉 「私云」
延暦12	793	●天平9 (737) 年の神 託により、一夏九旬の 毎夜丑時入堂の儀式、 申時還御の儀式を執 行。		342	〈夏安居 の入堂、 弥勒寺尻 懸石〉 「古老伝

					云」あり。
延暦14	795		託宣したまはく。「我が身は悩むと雖も、 我が寺を悩ますこと勿れ」てへり。		
延暦23	804	唐祈願。	示現して言く。「此より乾方に、香春と云 ふ所に、霊験の神坐まさしむ。 <b>新羅国の神</b> なり。吾が国に来住す。新羅・大唐・百済 の事を、能く鑒知せらる。其の教を信ずべ し」てへり。		〈最澄入 唐と八幡 ・香春神 の関与〉
延暦23	804		僧(香春大明神)の云く。「我即ち此の神なり」。		
延暦23	804	○最澄、香春大明神に 祈願。	爰に神(香春大明神)現れしめ給ふ。其の 片は磐石にして、片は僧形なり。星光の時、 近くして物を見るが如く、明月の夜、遠く して色を伺ふが如し。しかるに神語つ て云く。「八幡大菩薩あとらへあり。又法 楽忘れ難きなり。和上渡海して唐に在らば、 守護すべきなり」てへり。	343	
年号なし		○最澄、帰朝の際風波 の難に遭い祈念。	大菩薩天童と現じて虚空に在り。 香春大明神は碇石と成りて纜を結び、竈門 大菩薩は大竜と成りて船を負ひ、平安にし て岸に着く。		
年号なし		華釈六十巻書写、『法	(香春大明神) 示現して云く。「我が在る 所の山に、更に草木無し。法力を以て、若 し生長せしめば、神の悦ぶ所なり」と。		
承和4· 12	837	神のために造寺・読経	香春峯の神、辛国息長大姫大目命・忍骨命・豊比咩命、総て是の三社は、元来是れ石山にして、上に木総て生ふること無し。爾来草木蓊鬱として、神験在すが如し。水阜・疾疫の災有る毎に、郡司・百姓これに就て祈禱すれば、必ず感応を蒙る。	344	
年号なし		【豊前国風土記】 ○田河郡鹿春郷に瀬 の清浄なる河あり。	昔者、新羅の国の神、自ら度り到来て、此 の河原に住む。便即ち、名づけて <b>鹿春の神</b>		

			と日ふ。		
年号なし			爱に権現( <b>彦山権現</b> )、一万十万の金剛童 子に勅して、彼の香春嶽の樹木を曳き取ら しむ。これに依つて枝条景を蔽ひ、磐石形 を露すと云々。		
大同3	808	・修行し「心に垢無く、 身に証有る」聖人とな り、博多津来航。父王 の命に従い、日本の諸 神を水瓶に駈り籠め、		*236,	〈新羅王 による侵 犯〉
		三度目に水瓶破損し 諸神解放さる。新羅の 聖人失踪し、同国群	僧を請け取りて、法衣を著せて、南畔の海	*461- 2 346	
			ーに云く。「猿沢池の辺に於て、 <b>七歳の童</b> 子 <b>地を去ること七尺にして</b> 、此の託宣有り」と云々。 神、宮殿を去りて、虚空に登り坐す。僧飛び上る処に、半天より蹴落され畢ぬ。	*236	「一云」
		々の神霊を呪縛し瓶	しかるに(宇佐宮)炳然として天に昇る。 (僧)呪力及ばず。僧山陽道に至り、備後 国に於て、 <b>宇佐宮</b> の為に蹴られて死す。		
大同4· 7	809			347 *402	「一云」
弘仁5	814		開講竟つて、 <b>大菩薩</b> の宣はく。「我、法音 を聞ずして、久しく歳年を歴たり。幸に和		 〈八幡、 最澄に紫

弘仁5	814	般若経』『法華経』読誦。八幡のため神宮寺で『法華経』講経。 ●八幡下賜の法衣は山前の唐院に収蔵。	上(最澄)に値遇して、聖教を聞くことを 得たり。兼て亦、我が為に種々の功徳を修 す。誠至つて随喜す。何ぞ徳を謝するに足 らんや。苟も我が所持の法衣有り」てへり。 即ち託宣して、主自ら斎殿を開き、紫綾七 条の袈裟一帖・紫衿の衣一領を捧げ、和上 に奉上る。 一に云く。伝教大師参宮の時、宣く。	348	衣等布 施〉 「一云」 あり。 「一云」
34   30	011		「浄満の月、浄妙瑠璃光に帰命し、人天を救ふ因中の十二願を法楽す」。	310	「私云」あり。
斉衡2· 2·15	855	氏、天長2 (825) 年より31年間豊後国六郷 山にて苦行。人聞菩薩 を拝し巡礼路を知ら	晴天の下、相好端厳の粧を頭の性と現れてで、相好端厳の情として、相好に、相好に、情報に行者ない。 「我は是れ、世に、他の情報を可能として、他の情報をである。 「我は是にがなりのでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他	349	《人の修に託くの修に託く》
天安3・2・3	859		託宣しを とさず。 を は、帝のして奉を のとして、朝 大き我が都に、 で、として、朝 大きで、 の上をを会には、神子のというで、 を の上をを会には、 の上をを会には、 の上をを会には、 の上で、は、神子のというで、 を には、 で、、必ずしとに、 の一で の一で、 の一で、 の一で、 の一で、 の一で、 の一で、 の一で、 の一で の一で、 の	350	座〉
貞観1・4	859		私に云く。大安寺の住僧行教大法師、参宮 すること一夏九旬の間にして、法楽を増し		男山和光の由の事

			奉る。神語有りと称して、これを奏聞す。 神道を男山に崇祝し奉らんと。大法師 独りこれを承る条、頗る疑有るものか。		「私云」
元 慶 3	879	●元慶4 (880) 年12月 25日官符に宇佐宮社 殿を33年毎に造営す べく命ず。	託宣したまはく。「吾が社の旧き材木を以て、慈尊の道場を修理せしめんが為に、三十三年に改め造るべきなり」てへり。 「又留棟には、芝を用ふべし。若し後代に慈尊の伽藍の瓦を取つて、吾が社を葺かしめん事有らんか」てへり。	351	〈宇佐宮 式年造営 の由来〉
			「我朝は神国なり。末代の衆生、神を信ずと雖も、仏を信ぜずして、造宮の時、我が寺の瓦を取り用ふるか。仍ち永く其の事を 絶んが為に、此の如く定め置かしむるなり」 てへり。		

#### 自 巻十二 又小椋山社の部 下 (pp. 361~368)

目 巻十.	_	又小椋山社の部 下	(pp. 301~300)		
和曆	西曆	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
延喜2・4・2	902		二歳許りの少児に託宣して宣く。「我、無量劫より以来、度し難き衆生を教化しき。未だ度せざる衆生は、末法中に在りて、教化をなすこと是の如し。衆生に大菩薩と示現す。我は是れ大自在王菩薩なり。大明神に非ず」てへり。「我は釈迦の化なり」てへり。	361 *401	〈末法衆 生教化の 願〉 「私云」 あり。
延喜5	905	<ul><li>○河により弥勒寺乾</li><li>の角破損。</li></ul>	(弥勒寺)造営の時、「宮の石礎の石、石 畳の石を運び度して、件の川を築くべし」 てへり。		
天慶1	938	○承平7 (937) 年、平 将門の乱に対し、官符 に対し、電子 に対し、の ・ 思沙門への主 意、、 ・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の上に立ち、これを放たしめ給ふ時言く。 「直るものは誰が射るぞ。我計りこそ」て へり。此の如く言ひ給ひ射坐す時、将門の	362	〈平将門の乱平定〉
延曆23	804	○空海、高雄神護寺に て入唐祈願。 ●空海、八幡の言に従い画賛を記す。空海画 像は神護寺納涼房に 収蔵、八幡画像は空海	に示現す。 <b>御居丈三尺三寸</b> なり。爾の時の 奇異を以て、末代の効験と為し、互に利生 の御手を延べ、護国の御形を写さる。	363 *366 *269	〈空海に 示現、相 互に形像 を図写〉

大同2・9	807	密蔵の流布、五畿七道の安全は、大菩薩神変御影像の神力なり」。 ○空海帰朝。 ●空海、報賽のため参	頌して云く。「道を得来つて、法性動ぜず。 八正道より、権迹を垂る。皆解脱を得て、 衆生を救ふ。故に <b>八幡大菩薩</b> と号く」。 大師(空海)入洛の日、天帝(平城天皇) 御拝の時、(八幡画像が) <b>光明を放ち</b> 、玉 躰を照す。	*148	
年号なし		鳥羽院灌頂後、八幡画 像を宇治の宝蔵に収 蔵、一本を写し仏寺に 伝承。	24 C 176 9 0	364	大菩薩の 御影像の 事 (八幡画
建保4·8 · 10	1216		記文に云く。「御色は白肉色なり。御頂ははげて又白肉色なり。御座は蓮花座にして赤色なり。御衣は香染にして、御袖の裏は黄土の色なり。御袈裟は納衣なり。左の御手には、皆水精の御球数を持ち給ふ。右の御手には、錫杖を取り給ふ。御頭光半ば懸れり。」。		像の展転相承)
文永4· 8·27	1267	宇佐宮寺僧神行法眼、 八幡画像を写す。		365	
弘安3·2 · 26	1280	宇佐宮寺僧神吽僧都、 八幡画像を写し、のち 供養・奉納。			
建久8· 8·17	1197	守社(手向山八幡宮) 再建時、勝光明院宝蔵	或る寺僧の夢に云く。赤衣を着る人、南大門の辺に立ち給ひ、云く。「我が居所に汚穢の疑有り。仍て其の所に住せず」と云々。 是れ已に鎮守(手向山八幡宮)、示現せしめ給ふなり。	366 *509	
天禄1	970			367	「一云」 あり。
天禄3	972		託宣したまはく。「我が影は、真言加持の 閼伽の水に写すべし」てへり。		
承保2	1075		夏中 <b>御前検校神日</b> 、後夜に <b>振鈴の音</b> を聞き 奉ると云々。		

長保1・ 10・18	999	に着任・下向時、八幡	御簾の内より書紙を吹き出したまふ状に云く。「わたつみの 海の面も 静かにて 有り国安き 物と知らずや」。	· <b></b>	
文永11 · 3·8 ~13	1274	吽法師、俗姓大神氏、 道心を祈り、弥勒寺参	夢みるに非ず、覚るに非ずして、拝聞し奉る様、正面の大虚より、白雲内陣の仏計りなり。大倉、八個雲の広さ十丈別当、八幡の雲の広さかり。大道(弥勒寺初代別当、八幡の選の中に、相好円満の高僧、金色の光を放つ。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	368	(神吽に よる男的体 験)
建治2・ 閏3・17	1276		第一神殿の高欄の間に、 <b>高僧</b> 現前せしむ。 我(神吽)目を開く時は、見奉らず。目を 閉づる時は現れ坐す。宣言く。「境静かな るときは、智も亦静かなり」てへり。		「私云」あり。

# 在 巻十三 若宮の部 (pp. 376~385)

		11 11 05 HP (PP: 010			
和曆	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
天長7	830	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	従八位下大神朝臣真守が家に、門主が女(大神朝臣蘊麻呂の母、酒井勝門主が女)に就きて宣ふ。「吾は菱形宮の西方、荒垣の外に隠居したる神ぞ。若し顕し申さずば、汝が家に神気を入れん物ぞ。其の時、吾喩し為すとは告ぐべし」てへり。	*378- 80,	〈若宮祭 祀の由 来〉
年号なし		●陰陽師川辺真苗、ほ どなく頓死。	而るを思ひ忘れて年を経る間、神気は真守が家に入る。陰陽師川辺真苗これを録し申す。託宣したまはく。「神に向ひトふ陰陽師、吾其の命を取り死ん物ぞ」てへり。		
年号なし			門主が女、神託に依つて、蘊麻呂・助雄等に告げて云く。「神の託宣を、陰陽師更に用ゐず。但し汝能く彼の神を治め奉るべし。然る間、陰陽師神の教を聞かずして、急に死亡すること、汝見ずや」てへり。		
年号なし		神宮の辺に、神に禱り	即ち託宣したまはく。「汝(蘊麻呂等)が申す所、頗る道有り。但し大菩薩の宮に大祭の後、午の日の夜の亥時を以て、戸代に容を出し居れ。後の午の日の丑時を以て、吾が霊気を奉りて、他人に告げしむる勿れ。神吾、三年の内に霊気顕れん。状ならずし		〈大田 本語 初宮 本語 を できます できます (大田 できます) (大田 できまます) (大田 できます) (大田 できまます) (大田 できまます) (大田 できまます) (大田 できまます) (大田 できまます) (大田 できままます) (大田 できまます) (大田 できまます) (大田 できまます

			T	1	
			て、見るべし」てへり。		
年号なし		従い禱り、「何の因縁 を以て、他処多き中	即ち神宣く。「隼人が兵を打たんが為に、大菩薩行幸し給ひし時、吾御伴に将軍と為つて奉仕し、彼の隼人等を打ち還し坐す時、大菩薩等しく彼の将軍の器仗を給ひ、皆、吾に授け給ひ畢ぬ。茲に因り、彼を戦んが為に、竊に吾身老労きて外門に侍り、慰安の願を立てんが為に、慕ふ処なり」てへり。	*151, *464	
年 号 な し			一に云く。薩摩国鹿児島明神、宇佐宮に申して言く。「他国の神共に、隼人と云ふ神来つて、我が国を打ち取らんと欲ふ」と云々。八幡言く。「誰人か打つべき将となして、向ひ給ふ」てへり。皆、打つに堪へて、向ひ給ふ」てへり。皆、打つに堪へる由を申す。「早く若宮の老神、宇礼、久礼をして」と云々。	*173, *464	「一云」
仁寿2· 11~12	852	従い、戸代に甕二口を	門主の女等、門の神木を三日経る間に、忌み慎む間、神託宣したまはく。「覆せる間も、毎事実を得たり」てへり。	378	
		【大神朝臣蘊麻呂等 の解状】(若宮の祝の 記文)			
天長7	830		従八位下大神朝臣真守の宅に、門主の女 (蘊麻呂の母酒井勝門主の女) に就いて託宣したまはく。「吾は、菱形宮の西方の荒垣の外に隠れ居る神ぞ。若し顕し申さずば、汝が家に神の気を入れん物ぞ。其の時に喩し為すとは告くべし」てへり。	8	〈蘊麻 呂、若宮 の祝とな る〉
年号なし		●陰陽師川辺勝真苗、 ほどなく頓死。	而るを思ひ忘れ、年を経て顕さず。而る後に、神の気真守が家に入る。託宣を神に向ひトふ陰陽師(川辺勝真苗)に為す。 「吾其の命を取り死ん物ぞ」てへり。		
年号なし			門主が女、神の託宣に依りて、蘊麻呂・助雄等に告げて云く。「神の託宣を、陰陽師更に用ゐず。但し汝能く彼の神を治め奉るべし。然る間、陰陽師、神の教を聞かずして、急に死亡す。汝見ずや」と。	379	
年号な し		神宮の辺に、神を禱つ	即ち託宣したまはく。「汝が申す所、頗る道有り。但し大菩薩は宮の大祭の後、午の日の夜亥時を以て、容を戸代に出し居る。後の午の日の丑時を以て、吾が霊気を奉つて、他人に告げしむる勿れ。神吾、三年の内に霊気を顕さん。状ならずして、見るべし」てへり。		

	ı	T		ı	T
年号な し		従い禱り、「何の因縁 を以て、他処多しと雖	即ち神託きたまはく。「隼人の兵を打たんが為に、大菩薩行幸し給ひし時、吾御伴に将軍と為つて奉仕し、彼の隼人等を打ち還り坐す時、大菩薩の等しく彼の将軍に給ふ器仗を、皆吾に授け給ひ了ぬ。茲に因り、彼を戦んが為に、竊に吾身老い労きて外門に侍り、慰安の願を立てんが為に、慕ふ処なり」てへり。		
仁寿2· 11~12	852	従い、戸代に甕二口を	門主の女等、門の神木を三日経る間に、忌み慎む間、神託宣したまはく。「覆せる間も、毎事実を得たり」てへり。	380	
		神と名づく。貞観11 (869)年2月蘊麻呂祝 となる。同17 (875) 年1月改めて蘊麻呂祝 となる。同18 (876) 年11月解状を記す。		381	
·		若宮四所の本地・垂迹について諸説あり。	若宮四所権現は、 若宮・若姫・宇礼・久礼 (垂迹の御名なり) 観音・勢至・文殊・普賢 (本地の御躰なり)		〈若宮型 所の本 迹〉
			又云く。若宮四所権現は、応神天皇の男女の皇子、観音変身の童男・童女なり。若宮は仁徳天皇、今宮は宇治皇子、宇礼・久礼は姉妹なり。		「又云」
		【或る記】	或る記に云く。隼総別皇子・大葉枝皇子・ 小葉枝皇子・雌鳥皇女、今申す四所権現は、 此の四所の御霊か。		「或講ュ
			ーに云く。若宮四所権現は、本地は、多門 ・持国・増長・広目の四天王なり。	382	「一云」
			大帯姫、方士(志賀明神)を竜宮に遺して 宣く。「我が懐妊の子は、是れ男子なより。 竜宮懐妊の子は是れ女子なり。我が太子を 智と為し、君が女子は婦と為さん。乾満を 世し給へ。忽に異国を降伏すべき り」と。即時にこれを得給ひ、三韓を討 いき。「我が母は、竜宮に約束を成し、 「我が母は、竜宮に約束を成しる。 がき。竜女と其の契を果し遂げん」てへり。	*438-	〈若宮 I 所の八幅 子女説〉

			所の御子は、若 四所是れなり。	言二所、若如	巨二所、合せて		
	【講	式】					
			講式に云く。	是の八幡大著	F薩の四所の王		「私云」
			子、童男・童女	の身と現る」	と云々。		あり。
			四所権現は八幡	香の御子にして	(、竜女の腹な	383	
			り。御母方、竜	・ 種たる間、循	『心猛き故に、	*439	
			異国征伐の大将	なり。又心穏	議き輩、神敵の		
			者は、罸せらる	る時、大菩薩	産若宮に仰せ、		
			八目の流鏑を放	てたるるなりと	云々。		
年号な	蘊麻	呂、託宣により若	第一の御正躰	女体なり。…			若宮の御
L	宮の別	形像五体を造顕。	第二の御正躰	聖人の御躰な	: b		形像五躰
	●元月	暦1(1184)年7月	第三の御正躰	毘沙門天の如	コき形像なり。		の御事
	6日、	武士による社殿					「私云」
	破却(	のため形像露顕、	第四の御正躰	女体なり。…			あり。
	文治2	2(1186)年閏7月	第五御正躰 童	(子の御形像な	: b	384	
	21日青	記録。	若宮の御躰は、	大神蘊麻呂、	御託宣に依り		
			て、造り顕し奉	る所なり。			

### 王 巻十四 馬城の峰 亦御許山と号く の部 (pp. 394~412)

土 を丁	4	网络沙峰 沙岬計山区	テく の m (pp. 394~412)		
				頁	
和曆	西暦	状況	託宣・示現	*相互	備考
				参照	
欽明朝	540~	○豊前守毎朝戸外に	(大神波知)答へて曰く。「此より南に山	394	〈御許山
	571	金色の光を見、諸司を	有り。名は御許と号く。其の山に昔、八幡		祭祀の由
		して尋ねしむ。諸司、	と申したてまつる人、往返し給ふ。彼の人、		来〉〈宇
		宇佐池守・大神比義を	末世を利せんが為に、今神明と顕現し坐す		佐池守、
		経て日足浦で大浦波	なり。其の瑞光為らんか」と。即使峯に登		大神比義
		知に会う。	てこれを見奉る。 <b>大石</b> 有り。立ちて三本な		・波知の
			り。大鷲此の石に在り、毎朝飛び下り、飛		関与〉
			び上つて、金色の光を放つなり。其よ		「大神朝
			りして <b>八幡大菩薩</b> 顕れ給ふ。末世の人の思		臣波知
			願を満さんが為に、示現したまふ故に、崇	395	は、大神
			め奉る所なり。其の石体の御傍に遠からず		比義の分
			して、三の井有り。霊水を湛へ澄めり。		身なり」
					(p. 397) <sub>o</sub>
		【或る記】			
欽明朝	540~	●長門国司に命じ、勅	或る記に云く。馬城峯より金色の光差		「私云」
	571	使について定む。	し出で、明星の耀けるかと疑ふ。		「御巡礼
					記云」あ
					り。
天平3	731	初めて勅使を宇佐宮			
		に立つ。勅使、馬城峯			
		の霊水を帝に献上。			
L	1	I.		·	l .

た日か		●料ウストルスのル	にこく # 典益国内 胡ん豆む川で味 200	г
年号な			一に云く。昔、豊前国守、朝々戸を出る時、396	「一云」
L		を御許山と号す。	東方を見るに、金色の光有り。現るる所の	
			様、奇異なり。(大神波知)答て云く。	
			「此より南に山有り。馬城峯と号く。其の	
			山に昔八幡と申す人往返す。彼の人、末世	
			を利せんが為に、今神明と現るる間、或は	
			<b>三柱の石</b> を発し、或は <b>八尺の鷲</b> と現る。毎	
			朝飛び上り、飛び下り、金色の光有り。日	
			足の如くして、此の里を照す。又件の石体	
			の傍に、遠からずして、 <b>三の井の水</b> 有り。	
			或る時は、光此の水に写り、天を指し	
			て耀く。尋ね問はるる瑞は、定めて此等の	
			光か」と。	
年号な			  件の <b>霊水</b> には、木の葉入らず、霜雪凍らず。   397	
L 7.2			大菩薩の御貌、此の水に写し坐す。其の光	
			電光の如くして、内裏に耀く。	
年号な			一に云く。八幡大菩薩人皇たる昔、霊瑞の 398	「一云」
L			馬に乗り、此の山に飛び翔る。竜蹄多く石 *123	
			の面に入ること二寸計、以て見在す。	
			此の馬棲む故に、馬城峯と名く。神明と成	
			る時、金色の鷲と化り、当山に影向す。金	
			光、日足の如く、常に <b>光を放つ</b> 。又 <b>三</b>	
			柱石を発して、宝体為り。忽ちに三鉢の水	
			を出す。神慮として、大に雨ふれども増さ	
			ず、大に酌めども減らず、大に旱れども干	
			ず、大に寒けれども凍らず。御貌を此の水	
			に写し坐し、其の光を内裏に耀かす間、占	
			はるる時申して云く。人皇第十六代誉田天	
			皇の御霊、神明と成り、豊前国厩峯に顕れ	
			坐す瑞光なり」と云々。鎮護国家、正像末  *403	
			三世の三鉢の霊水是なり。	
左 □ 1		【東都記】	古切为); 一 / 上节井   人名西部   元 /s	
年号な			東都記に云く。大菩薩、金色の鷲と変り、	
L			正像末の三鉢の霊水に写る。彼の瑞光、皇	
			居を照す時、ト占れて申す。「昔の帝の霊	
			なり」と云々。勅使下向し相問ふ間、神体	
			の石躰と成り給ふを拝すと云々。	
大宝3	703		大菩薩変つて仙翁と現れ、法蓮和尚の手よ	
			り、如意宝珠を得る後、馬城峯に跡を権現	
			と垂れ、誓て言く。「今より我が山には、 399	
			修験人は有るべからず。尚我が山には、名	
			聞徳行を求むる者、富貴位官を求むる者、	
			七宝如意を求むる者、又天下・国王・大臣	
			・儲君・百官の事を申さん念をば成就せし	
			め、盗賊・火難を除き、弁才・高智を得ん	
			と祈禱せん時は、我用ひん三石を身と成し、	
			木水を意と成さん」てへり。	
<u> </u>	1	<u> </u>	ALM CIE CIMCIOI C 70	

年号なし		【或る記】	或る記に云く。御許山の峯に、三つの並べる石有り。三所の御躰と号く。此の三石を以て、三所と為し、この鉢の水を以て、三身の御意と為し、国家を守護し、正法・像法・末法を経ると云々。		
欽 明 朝	540~ 571	【或る記】	或る記に云く。 <b>大菩薩</b> は、金刺宮の御宇、宇佐郡の御許山に、王城を鎮護する <b>三種の</b> 石として、丑寅方に向ひ、顕れ坐すと云々。		
天平1	729		内裏に於て、七歳の童子託宣す。「吾は是れ、人皇第十六代誉田天皇の御霊なり。百 王を守り奉らんが為に、神明と成れり。又 豊前国の厩峯に顕れ坐すなり。三柱の霊石 を発生す。三鉢の香水を涌出す。鎮護国家、 正像末の霊水なり。石を体と為す。水を意 と為す」てへり。		
天平2	730		御託宣したまはく。「我、 <b>石体</b> と顕るることは、未来の悪世に至つて、久しからんが為なり。此の風に当り、此の流を呑まん者は、罪障を滅すべきなり。御殿を造り覆ふこと勿れ」てへり。		〈石体顕 現の意 図〉
天平4	732		神託きたまはく。「吾は是れ、護国霊験威力神通大自在王菩薩なり。吾、社中に住せず。我、四維に風に当り、ふき到らん所の群類、併ら済度せん。吾、万の方に灌ぐ雨の、流れ到らん処の有情を、悉く利益せん」てへり。	*401	
宝亀8·5 ·18	 777		神託きたまはく。「明日の辰時を以て、沙門と成つて、三帰五戒を受くべし。今より以後は、殺生を禁断して、生を放つべし。但し国家の為に、巨害有らん徒出で来らん時は、此の限に有るべからず。疑念無かるべし」てへり。	*322	<ul><li>〈八幡出</li><li>家〉</li></ul>
宝亀8	777	○授戒師として招請 された法蓮、これ以前 58年間豊前国高原嶽 にて日想観を修す。	馬城峯の御在所よりは、南の方四、五町許り去り、此の峯に於て、御出家す。霊髪・玉冠・御髪剃筥等、面々に石と成り、一々尚新なり。これを御出家峯と謂ふ。此の峯よりは坤の方十四五町の下の山中に、御正覚座の石有り。御正覚の時代は、未だ神託等を拝せず。	*323, *460	
年号なし			私に云く。釈迦正覚の時は、水を以て石を 打つ。吾が神正覚の時は、石を以て水	401	釈迦如来 の正覚金

			を打つ。水即ち易きが故に、神託に云く。		剛座の事
			を打り。小即りあさか故に、神託に云く。   「護国霊験威力神通大自在王菩薩、国々所		
			々に、跡を神道に垂る」と云々。		1/14/47]
			TO METILE ESTA		
			  水を以て石を打つ。石亦易きが故に、神託	*361	〈末法衆
			に云く。「無量劫来、化し難きを度し、未	301	生教化の
			だ度せざる衆生を生じ、末法中に在つて、		順〉
			これを教化せしめんが為に、大菩薩と現る」		7154 /
			と云々。故に水を以て、石を打ち凹めて、		〈水・石
			三鉢の霊水を湛へたまへり。神の影を霊水		の意味〉
			に浮べて、受用の類は、皆悉く菩提の岸に		V / 広 / / /
			到る。又水を以て、石を打ち凸して、 <b>三柱</b>		
			の霊石を堆うして、竜水を石体に灑ぐ。流	*400	
			れ到る所に、衆生煩悩の垢を洗ふ。六道輪	1400	
			廻の心より、六道輪廻の体を生ず。大菩薩、		
			衆生利益の水心より、衆生利益の石躰を現		
			す。石を体と為し、水を意と為しまします		
			神託、尤も仰ぐべし。		
<b>少</b>	750		 	402	/ 冊 r <del>立</del> kw
宝亀9	778		託宣したまはく。「我、多く隼人を殺しつ。		〈罪障懺
			其の罪障は、山岳の如し。衆罪は霜露の如		悔〉
			し。沙門と為り、持戒して、罪障懺悔の為	*399,	
			に、露霜に打たるなり」てへり。	*460	
7.7 吉 1.0	000		<b>汽车取</b> 1 抽屉之价 2 本用之份 7 叶		/ 丁 兴 土
延喜19	800		「行秀聖人、神慮を仰ぎ、奏聞を経る時、… 「伽藍な母さいとスーク工学表し日本スト		《正覚寺
			…伽藍を建立せらる。今正覚寺と号するは、	ĺ ,	開創〉
			是れなり。彼の聖人は、直人に非ざるなり。	*407	
			加賀国の白山権現の御霊神の天童、馬城峯  に飛来する時、此の聖人、眼前に其の影像		
			を写し奉り畢ぬ。		
			で子し本り華ぬ。		
大同4	809		  託宣したまはく。「此の峯に三世に住み、	*347	〈衆生利
八四年	009		諸の衆生を利益し、現世に悉地を成じ、後	347	益の願〉
			生に菩提を成ぜん」。		加工 V フ //   /
			生に音旋を成せん」。		
弘仁5	814	  ○最澄、七日参籠し、	  宣く。「我に結縁の者は、此の度より外に、		
JA I J	014	満夜ことに祈念。	凡身をば受けさせじ」てへり。		
		個文 こと(こり) 心。			
<b>†</b>	<b>-</b>	 【或る記】			
		I SO O HO I	  或る記に云く。御許の神託に云く。「 <b>三柱</b>		〈本地阿
			の石は、三尊の御体なり。九本の枌は九品		弥陀仏
			の浄土なり。知らずや、我は是れ弥陀如来		説〉
			の変身、山は又極楽世界なり。一切の衆生		H/L /
			を利益せんが為に、護国霊験の神道とは示		
			現するなり」てへり。		
承平7・	937		大和国平群県飽波郷位田寺にて、 <b>八幡大菩</b>	403	 〈日本顕
$12 \cdot 17$	731		薩、高今丸に託きたまひ、別当法師に仰せ	703	現の由
12 1/			で宣く。「我日本に顕れ始めし本縁を談ら		来〉
			ん。禅師聞いて人に告げ知らしめよ。昔、		「私云」
			神亀五(728)年より始めて、筑紫九国を領		(阿知根
	ĺ		TT 电 型 (740) 十より 知めて、		至民

Г Г		ı		
		せる王有りき。阿知根王と云ひき。時に豊		王を藤原
	自	前国宇佐郡河部の端にして、始め大なる鯰		広継とす
	3	と化して、人十人度らば、五人は取る。次		る説)あ
	l (c	<b>こ方三石の石</b> に化して取る。次に <b>白犬</b> に化		り。
	J	して取る。其の時、酒井常基・同有基・宇		
	1/2	左千基三人同心して、「何と云ふ奴が人を		
	l i	ば取るぞ。くやつ射殺さん」と云ふて、射		
	Ž	る。其の時に鵬に化して、気比の社と云ふ		
	l l	こ居りぬ。又其の所に到つて射る。時に又		
	中	<b>まの鳥</b> に化して、井原の葛の木に居る。其		
	0	の所に到つて射る。其の時に又 <b>金色の鷹</b> に		
	1	として、又 <b>鳩</b> に化して飛び居て、「汝等は		
		悪しく成なん」と仰せ給ひて、飛びて大本		
	ل ا	山に入り給ひて、 <b>鹿毛の馬・鴇毛の馬・足</b>		
		<b>経の馬</b> に化して有り。其の所に、件の奴共		
		自ひ来つて、「我が君と仕へ奉らん」と申		
		す。「更に聞かざりし」と云ふて、其の山		
		こ、一丈余り計りの石三つを発し出して、		
		まの中に母堂の君を籠め奉つて、国内より		
			*398	
		k有り。時に常基等、心を迷はして、五位	398	
		F基・三高が所に到つて、此の由を帝に申		
		て、「此の災を留め給へ」と申す。随つ		
		(三高朝臣、左大臣に此の由を申すに、大		
		E朝に申す。時に帝「更に有るまじき事な の、 トニュア		
		り」と云うて、信ぜずして、三高朝臣が腰		
		と打つて獄に侍らしむ。三年が其の内に、		
		後弥発る。其の時に、三高朝臣の子等、並		
		こ常基等、伴に三高朝臣を編板に入れて、		
			404	
		***ひ申す。時に天より <b>磐石</b> を落して、大地		
		<b>鬘動するに、三高朝臣、驚いて立ち走つて、</b>		
		ドの体に成ぬ。爾より始めて、千の兵神を		
	<b> </b>	そして、国主より始めて、左右大臣を皆悉		
		〈切り払ひて、九国を打ち取りつ。時に又		
		新羅の軍発る。其の時又我が千の兵神を発		
		して、件の奴等を切り殺しつ。其より始め		
	7	て、小倉山に宮を造つて、我をば、日本の		
	<u>-</u>	字とは成したるぞ。かかれば、我一切衆生		
	\[ \frac{\pi_{\text{8}}}{2}	とば、ともかくもせんに、心に任すなり。		
	1	然れども、我は <b>釈迦の化</b> なり。衆生を度せ ┃;	*119,	〈本地釈
	P	しと念ふて、神通に現ぜるなり。これに因 ,	*142,	迦仏説〉
	Ŋ	)、慈悲を成すなり。此れに押して、我を	*164,	
	B	東じては、悪く成らん。但し、我の未だ二 <b>,</b>	*361,	
	] =	三度託宣を成しつる所は非じ。然れども、 ,	*465	
	見	思ふ所有るに依つて、度々示す所なり。吉		
	2	マ我が仰せ事を、勤仕せしめよ」と仰せ給		
	] 3			
	往	即託宣に云く。「村上天皇十五年、天徳(改 4	405	
	Ī	元して応和元(961)年なり。)辛酉以前一千		
	1			

		六百卅二年なり。天皇は五十九皇なり。此 より以来、法蓮・華金・人間とこのの 基・華金の志在なりに、御山七三年をり。)に大きるのになるりになるりになるりになるりになるりになるりになりのでは、大きないのでは、大きないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	*126	〈焼身峯 の由来〉 「私云」 あり。
	六代の天皇に奉仕(応	其(札)の銘に云く。「法蔵比丘は豈に異人ならんや。弥陀如来は即ち我が身(武内宿祢)是れなり」と已上。	406	武内霊神 の事 「石清水 社記云」 あり。
養老年間	・加賀の境、白山の宝 池で祈り「定て仏神の 居たるか。色身の体を 拝したてまつらん」と 願う。 ●延喜1 (901) 年 <b>行秀</b>	爰に洪波のより、大地の身を現す。の中でに大地の身を現す。のでは、大地の身を現す。のでは、ないないでは、大地のの事をでは、ないないでは、大はしいとのでは、大はしいとのでは、大はしいとのでは、大はしいとのでは、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は	*402	白山権現の事
年号な し	 	御許山これに依つて、日本の鎮守にて御座すなり。借りに宿りて八幡三所と号くと雖も、各往古の仏なり。代々世々、国王・大臣の為に、託宣したまひ、来世に至つて、結縁し畢ぬ。	408	
年号なし	<ul><li>◎寝仏より坤方に二 窟あり、人聞菩薩作の 両界諸尊を安置。</li></ul>	一に云く。御許山の石体御在所の拝石より 去ること七町許り、巽方に当り、路の中に 臥したる石の仏体有り。寝仏と号く。又寝 弥勒と称す。参詣人の袖裙に触れて、結縁 と成り、慈氏の下生に出生せしめんが為な	409	《寝仏・寝弥勒》

			りと云々。		
年号な し 1・ 13			法蓮・人聞・華金・大能・覚満七十余年なり。後又七十余年にして、正月十三日庚午、御許山西方の霊山に移りたまひ、来(末カ)世の覚者たり。		
承久3· 12	1221	【八幡御許山の牒】 八幡御許山、宇佐宮に 牒す。	当山石体大菩薩を尊崇せられ、去る十月二 日、 <b>御正体の阿弥陀三尊</b> 、顕現せしめたま ふ奇異不可思議の子細の事。		〈御正体 顕現〉
承久2	1220		夜、 <b>老僧行源</b> 、夢想の趣を示す。世上我を 敬へば、威光を増す由なり。		
承久3	1221 • 10 • 2	<ul><li>○大隅宮の石裂けて、 八幡の文字顕現。</li></ul>	風枝を鳴さず、雨壌を破らず、静なるに、 類山の響有り。駭き巡つて見る間、御在所 の北、一町余りの行程を隔てて降る、二丈 計りの大石有り。此の石、自ら半ば破れて 彼の御鏡顕現す。	411	
年号なし			大菩薩昔、 <b>人聞菩薩</b> と示れて、四人の同行に与して、俱に七十余年、仏法修行の後、 又七十余年にして、正月十三日庚午、当山に移り坐し、霊山寺と号け、行法勤修の道場なり。	*409	霊山寺の事
年号なし			私に云く。大菩薩、御発心し、御修行し、 御出家し、御正覚をえたる霊山寺は、釈迦 如来出世一代の儀式を表すと雖も、未だ入 涅槃の色有らず。		「私云」 〈三世常 住〉
宝亀2	771		神託に云く。「世は替ると雖も、神は替らず」と云々。	*257	
年号なし			又神託に云く。「寺務社務の司に、非法有 らん時には、寂光土に帰るべし」と云々。	412 *340	

### 善 巻十五 異国降伏の事 上 (pp. 426~440)

和曆	西曆	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
年号な		◎神功皇后、応神天皇	天降りたまふて言く。「我は是れ鵜〓(茲	427	霊行部
L		が崩御後に霊行して	<b>+鳥:う)草葺不合尊</b> なり。我が先祖より		「私云」
		吾が国を守っている	以来、此の如き異国の夷類来ること、已に		あり。
		時、凶賊が襲い来るの	度々なり。我が親父強石将軍、高礒城にし		
		で、異国を討つ為に祈	て、水火の十目矢の流鏑を以て、異国の者		
		誓の時	を征伐せし時、五百八十年の間、此の国の		
			人民を助けんが為に、塚穴を築く。我は是		
			れ <b>高貴徳王菩薩の変化</b> なり。神と顕れて三		

仲哀8•9	?	【日本紀】 <b>◎神宮皇后</b> に託く。	千二百歳なり。三千歳の間、夷類と合戦すること七度、皆是れ仙翁の形なり。我跡を垂れてより以来、一十九万三十四年の年、釈尊世に出でて、衆生を済度し給ひしなり」てへり。  神皇后に託きて、誨訓へて曰く。「財宝金銀の類色有り、多く其の国に在り。是を新羅と謂ふ。若し能く登らば、曽て刃に血ぬらずして、其の国必らず自ら降帰せん」と。		
年号なし			答託したまふ。「伊勢国鈴辛宮に居る所の神なり」と。	430 *57	

# **薩 巻十六 異国降伏の事 下 (pp. 453~467)**

		表国体がの争 I (bb.	400.401/		
和曆	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互	備考
			. —	参照	
		【日本紀 (扶桑略記を 付す)】		> /m	
年号な		●これに因つて大神	豊前国宇佐郡厩峯菱形池の間に、鍛冶の翁	453	御垂迹後
L		比義、穀を絶ち三年籠	  有り。 <b>首甚だ奇異</b> なり。	*164	部
		居して、即ち幣を捧げ			
		て祈つて言く。「若、			
		汝神ならば、我が前に			
		顕るべし」と。			
		◎即ち三歳の少児と	│ │即ち <b>三歳の少児と現れ、竹の葉に立ち</b> 、託	*165	「私云」
		現れ、竹の葉に立ち、		105	あり。
		30/10/ 1/ 30 2/ 1-2 3/	代誉田天皇広幡八幡麻呂なり。我名は護国		0, , ,
			霊験威力神通大自在王菩薩と曰ふ。国々所		
			々に、跡を神明に垂れて、初めて顕るのみ」。		
養老4	720	○字佐宮に祈り、大隅	  託宣したまふ。「須らく三年を限つて、衆	454	〈集人征
2 .	, 20	・日向両国の隼人征伐			伐と放生
		の際、五城を制圧、残			会起源〉
		り二城の凶徒忽に殺	ん」てへり。	3	A REVINT
		し難き間			
		O ALL C IN			
神亀1	724		  託宣したまはく。「吾此の隼人等を多く殺	455	
11 -2 1	/24		却する報には、年別に二度放生会を奉仕せ		
			ん」てへり。	1/7	
			/		
			利に送らん  てへり。		
		【扶桑略記・第二】			
L		1八米町町 31一		<u> </u>	

養老4.9	720	<ul><li>○大隅・日向を神軍によって平定</li><li>●諸国の放生会開始</li></ul>	大御神託宣したまはく。「合戦の間、多く 殺生を致す。宜く放生を修すべし」てへり。		
養老4	720	【政事要略・第廿三】 ○大隅・日向を神軍に よって平定 ●諸国の放生会開始	大神託宣したまはく。「吾此の隼人を多く 殺しつる報に、毎年放生会を仕へ奉るべ し。」	*177	
天平1·8 ·14	729		神託きたまはく。「毎月十五日は、是れ吾が日なり。これを知る人猶少し。就中、八月十四、十五日を点領して、放生会を勤行して、殺生を引導し、罪障を懺悔して、共に覚岸に登り、天朝を守護し奉らん」てへり。		
天平20· 9·1	748	●天平勝法1の官符の 後、毎年一人の度者を 得度させ弥勒寺に入 れる。	託宣して、 (古古語は震旦国の霊神、大 (古古語は、 (古古語は、 (古古語は、 (古古語は、 (古古語は、 (古古語は、 (古古語は、 (古古語は、 (古音 では、 (古音 では、 (古音 では、 (古音 では、 (世間 では ) には、 (世間 では ) には )	*90, *201	
天平勝宝7	755		託宣したまはく。「人の国よりは我が国、 人の人よりは吾が人」てへり。略抄す。	457 * 226	
天平神 護1·11	765		託宣したまはく。「高麗国の徒等、嶋を海中に造つて、日本に渡らしめんと擬する間、 我西北の風を発して、彼の嶋を吹き損じ、 件の敵を討たしめ給ひ畢ぬ」てへり。		
天平神 護2·1·2 2	766		託宣したまはく。「新羅国の訴に依つて、大唐国一千艘の船に軍兵等を乗せて、の日の部に軍兵等を乗せて、の日本の船に軍兵等を乗せて、の名に遣す。責め割すべて、大唐国に遭す。大唐に渡つ世のの間、が後日の大力を発す。然れの軍を発す。がは、大下して、大力を発する。明年件の、我がは、日本のの人のは、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力に		《唐・新羅来攻の計画》

天平神 護2·12· 11	766		託宣したまはく。「開別天皇(天智天皇) の御宇には、新羅の僧道行、国家巨害の心 を以て、来着せし時、大菩薩誓に依り、海 に入らしむる事已に畢ぬ」てへり。	*237	〈新羅僧 道行の奸 計〉
神護景 雲1·11· 24	767		託宣したまはく。「大唐・新羅国の軍を滅亡せんが為に、天衆・地祇・海神・水神・山神等を召集して、忽に海中に嶋を造り給ふ。軍の来らん時には、西北の風を吹かしめて、吾が城の内に入らしめて、滅亡せん」てへり。		
神護景雲1	767		神託きたまはく。「神吾は掛けまくも畏き 息長足姫尊の皇子、品太天皇の御霊ぞ。故 吾諸天神祇を率あて、凶逆を払ひ除き、、朝 廷を守護し奉る事を、天亡宣元した。 道正し奉る事を、英さことを 第一世の人等にもしめ、皇業を永くて、 又邪悪の人等にもらしめ、として、 と、国家を平に寧けく在らしめ、 として、 一切の経仏を写し造り奉り、最勝王経一の 巻を読み奉り、一百万口を放生せしめんと 誓願せり」てへり。		「私云」あり
神護景雲3	769	●3・7太政官符:八幡 大神の船を船支度せ よ。	託宣したまはく。「大隅国の海中に造る嶋に、幸行ましまさんと為るに、船を願ふ」 てへり。	*254	
		○4·4船並に幣帛使を 奉る。 ●言上。左大臣、勅の ため、神の教えに依 れ。6·7袮宜辛嶋勝与 曽女に従六位上。	託宣したまはく。「船亦一艘不足なり。二 艘有るべし」てへり。	*254	
神護景 雲3·7·2 1	769	<ul><li>◎和気清麻呂、称徳天皇の勅使として宇佐宮に参る時</li></ul>	託宣したまはく。「海中に嶋を作る故は、神祇の威勢を示して、無道の衆生を導き、及び他国より発り来るべき賊を反し鎮めんが為にぞ。然れども吾専ら作るに非ず。他神の営ぞ。是の神を宜く早く呈し祀るべし。神祇も悉く率ゐ作る。」 「吾右の方を以ては、大唐・新羅国を居静め、左の方を以ては、我が天朝を護り奉る。」	459 *254	
宝亀8·5 ·18			託宣したまはく。「明日辰時を以て、沙門と成て、三帰五戒を受くべし。今より以後は、殺生を禁断して、生を放つべし。但し国家の為に、巨害有る徒出で来らん時は、此の限りに有らず。疑念勿れ。」		「一云」あり。
宝亀9	778		託宣したまはく。「我多く隼人を殺しつ。	460	

大同3	808	<ul> <li>○七歳の童子七尺空</li> <li>に登りて、</li> <li>●国王・諸卿、肝を失ひ云く。「自己を変したのののでは、</li> <li>では、</li> <li>では、</li></ul>	百王守護の誓願有れども、有験の聖人新羅 より来つて、三界摂領の大聖明王を以て、 諸神を摂領して、水瓶にかりこめん。既に	4, *402 461 *236,	〈新羅王 による侵 犯〉
		●託宣に因り勤行を 行い、三度目に水瓶を 破る。新羅王は渡海不 能に陥る。			
天長7	830	◎酒井勝門主が女に 就いて	酒井勝門主が女に就いて宣ひたまふ。「吾は菱形宮の西方荒垣の外に、陰れ居りたる神ぞ。若し顕し申さずば、汝が家に神気を入れん物ぞ。其の時、吾喩しなすとは告ぐべし」てへり。	*376,	若宮の部
		朝臣蘊麻呂祈り申して云く。「何の因縁を以て、他処多きが中に、大菩薩の宮の辺りに顕れ給ふや」の由申す処に	即ち神の宣まはく。「隼人の兵を打たんが為に、大菩薩行幸し給ひし時、吾、御伴を将軍として仕へ奉り、彼の隼人等を打ち、還し坐す時に、大菩薩の等しく彼の将軍の器仗を給はり、皆吾に授け給ひ了ぬ。茲に因り、彼と戦んが為に、竊に吾が身の老を労り、外門に侍り、立ち慰めんが為に、願ひ慕ふ処に安ずるなり」てへり。	464 *377, *379	「一云」
延喜21· 6·21	921	に於て、若宮の一の御 子、 <b>七歳の女子の橘滋</b>	七歳の女子の橘滋子、地を去ること七尺に して、託宣したまふ。「抑末代に人民の力弱と、地方ではは、 一切では、 一つでは、 一つでは、 一つでは、 一つでは、 一つでは、 一つでは、 一つで、 一つで、 一つで、 一つで、 一つで、 一つで、 一つで、 一つで	465	筥崎宮の部

			霊鏡をして、朝野の人を照し、神剣をして 敵国の敵を振はん」てへり。		
天慶1·1 1·13	938	◎大分宮権大宮司藤 原実元の <b>女子七歳な</b>	<b>女子七歳なるに託きて</b> 宣く。「我日本国を 持んが為に、 <b>大明神</b> と示現す。本体は是れ	,	
		るに託きて	<b>釈迦如来の変身、自在王菩薩</b> 是れなり。法体と名く。女体と申すは、我が母は阿弥陀如来の変身なり。俗体と申すは、観世音菩		
			薩の変身にして、我が弟なり。爰に母大たらしめは、此の朝を領せんと為し給ひし時、新羅より軍発来す。此の朝を打ち取らんと		
			為し時、大帯姫の子に託して生れ、月まさ に満ちんとす。産生の期近く成つて、御腹		
			痛み給ふ。時に当つて誓つて言く。我が子々孫々、代々此の朝を領すべくんば、七日を過ぎ経る後、生れ給へとて、白石を取つ	466	
			て御裳の腰に指して宣く。若し此の石験有らば、七日の間を過れば、我神を祈らんと 云ひ畢て、合戦し給ふに勝たしめ給ひ竟ぬ。		
			各住所を尋ねて、隠れ居給ひし時、我が累世の舎弟、穂浪山にて仏法を権修して、天下国土を祈る」てへり。	*88	